

環境福祉経済委員会記録

1 水道局関係分

(1) その他

報告：平成25年度水道事業決算見込みの概要

説 明：福島水道局長 ～別紙

○笹井委員

報告以外のその他の所管事務調査でもよろしいんですね。

○委員長

いや、今はこの決算見込みのことについてのみお願いします。

○笹井委員

では、それが終わってからさせてください。

質 疑：なし

(1) その他（所管事務調査）

質 疑

○笹井委員

では、本会議一般質問で幾つか水道局の所管のことを質問させていただきましたが、その続きとか残りがちょっと聞いていきたいと思います。

まず、本会議の質問、熊毛の上水の送水の件で、工事の期日について、光市から周南市へ工事完了の期日は協定を結び提出しているという答弁がありました。中身は26年度中に完成させるということだと思います。

ではちょっとお聞きするのですが、周南市から光市へいつまでに送水管、これつながらないと意味のないものなのですが、周南市のほうはいつまでにやりますよというようなものを光市に名言とかあるいは通知した、そういうもの、そういう協定というのはいないのでしょうか。

○宮崎業務課長

私どもが周南市と結んでおります工事に関する確認書につきましては、周南市から依頼をされました光市の行政区域内に送水施設を26年度中に設置するという約束を確認した内容のものでございます。

今、委員が言われます周南市の工事に関する完了期日について確認した内容のものは結んでおりません。

以上でございます。

○笹井委員

はい、わかりました。工事の協定自体結んでおるということですので、結局その協定でどういうことを結んでおるのか教えてください。そして、前の委員会でも質問しましたけれども、結局工事が終わった後の役割分担とか施設管理区分、経費の分担、これが結局今結んでおる協定の中にあるのか、それともこれは工事が終わってから改めて議論して管理区分を決めるのか、その辺の考え方についても教えてください。

○宮崎業務課長

今の申し上げました確認書につきましては、工事の目的、工事の内容、工事の支払いに関すること等を結んでおります。今議員さんが言われましたその後の経費負担等につきましては、これから決まり次第結んでいく方向でございます。

以上でございます。

○笹井委員

これはまあちょっと意見だけ言わせていただきますけれども、やっぱりこの水道事業は公営企業会計でして、その後水をつくって販売するということがこの後残っておるわけです。ですから、当然そのためのコスト、どこまでが光が持ってどこまでが周南なのかというのは、そういうところは先に協定を結んできちんと試算をして、それで十分ペイできるかどうかみたいな判断をしてから私は工事に掛るのではないかなと思っておるんですが、実態はそうっていないというのはわかりました。もしその辺、見込みがあればまた答えてもらってもいいですけども、ちょっと私としてはそこが、前々からの話ですけどちょっと腑に落ちないところです。

何かありますか。

○宮崎業務課長

そもそもこの話を進めるに当たりまして、双方メリットがある形ということでございますので、周南市につきましては浄水場をつくるよりもメリットがあるという形で当然協議をしているところでございます。光市水道事業といたしましても、今後の見込みは浄水場に施設余力がございます。この余力部分を使いまして水を供給する、その係る費用については求めていくということでございますので、当然メリットがあってやっていることでございますので、そのメリットをどこまで出していくかということだろうと思います。そのことについてはこれから協議していきたいと思っております。

○笹井委員

考えはわかりました。

ではちょっとこれ、本会議で聞いた上下水道局の検討に当たっての質問でちょっと残った分がありましたのでお聞きします。できれば水道局長さんのお考えを聞きしたいの

ですが、上水道と下水道の組織の統合、上下水道局の設立について、メリット、デメリット、解決すべき課題等についてお考えをお聞かせください。

○福島水道局長

今、笹井委員さんからありました上下水道のメリット、デメリット等でございますが、市の方針がまだ決定されておりません。その中では水道局としても現在検討いたしておりません。

以上でございます。

○笹井委員

はい、状況わかりました。終わります。

○田中委員

昨年12月の委員会でも提案させていただきました光の水のペットボトルの協議会とか審議会で提供して、市販のお茶のかわりに提供して、光の水のPRをしていただきたいというお話をさせていただきました。それで、先日愛知県の知多市議会が訪れたときには提供していただいたとお聞きしていますが、そのほかの審議会とか協議会での提供というのはその後いかがなものかお聞かせいただければと思います。

○宮崎業務課長

そうですね、要請があれば市に関係するそういった審議会会議、行事等には当然PRしていきたいと思っておりますので提供しているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

先日、審議会に傍聴参加してもやっぱり市販のお茶が提供されていて、やっぱりお金をかけてお互いにやっていることなので、ぜひ使って本当にPRしていただければと思います。

それで、今年、これは教育委員会のほうのあれなんですけど、10周年の伊藤公ラベルもってということなので、特にPRする時期でもあると思いますので、水道局のほうからも呼びかけをしていただければと思います。

それともう一つ、ちょっとここで水道局のほうに聞くのもあれなのですが、議場で質問者の席に水が置いてあるんですけど、あれを光の水のペットボトルに変えればケーブルテレビに映ってPRの一つにもなるのかなと今回の議会を見て思ったんですが、そういったことはこちら側から提供の依頼があれば対応していただけるようなところはございますか。

○宮崎業務課長

当然、ケーブルに映るということでございますのでPRの効果があるんだろうと思

ます。要請があれば水道局としてはお出ししていきたいと思いますが、私どもの判断するところではございませんので、関係するところと協議していきたいと思います。

以上でございます。

○田中委員

はい、わかりました。よろしく願いいたします。

それともう一点、今老朽化した水道管を交換する工事を進められていると思うのですが、市道の交換を行って民地、住宅地にて入って工事を行うことがあると思います。そのときに、その家に住んでいる方、住民への説明とか告知方法などの今やられている手順を教えていただければと思います。

○田中水道局次長兼工務課長

まず工事をする場合は、配付ビラをつくりまして、これを自治会長さんのところにお持ちしまして、自治会長さんにその自治会には班が何班ありますかということをお尋ねして、その部数を刷って広報と一緒に配りしていただいて、工期がいついつまでです、業者はこの業者がやりますというのを説明をさせていただきます。

それから、給水管につきましては、とりあえず第1止水栓までは各戸に引く、第1止水栓までは新しいものを極力布設していくと。というのがメーターまでは水道局のほうで破損した場合は修理しますので、配水管布設替え工事に伴って給水管のほうも新しくやると。その際はあくまでも民地を掘るわけですから、お客さんと相談してどこの場所に入れましょうかということで双方の合意を得て工事をするということをしております。

以上です。

○田中委員

そしたら、実際工事に入るときは事前に一軒一軒お話をして、ここに設置しますというお話で工事を進められているということでよろしいですか。

○田中水道局次長兼工務課長

はい、そのとおりでございます。

○田中委員

はい、わかりました。現場に入られる業者の方もいろいろいらっしゃると思いますので、そのあたりを徹底して安全作業に取り組んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○畠堀委員

おはようございます。私のほうから1点ほど状況を確認させていただけたらと思います。

昨年の6月のこの本委員会におきまして、光合成プランの見直しについてお話があっ

たかと思います。このプランについては29年までの10年間のプランであったわけですが、厚生労働省の新水道ビジョンというものが出されて、それに沿って見直しを行っていくというお話があったわけですが、そのあたりのところでその見直しの大きな課題となっている点だとか今後の課題となるべきところ、その策定の今後のプロセス等についてわかる範囲で結構ですが、教えていただければと思います。よろしくお願ひします。

○宮崎業務課長

新たなビジョン作成にはもう少し時間がかかりそうであります。今議員が言われましたとおり、昨年ビジョンについて委員から御質問をいただきまして、国のほうが3月に新水道ビジョンを、昨年度策定したということは御報告を申し上げたところでございます。その後、今年の3月になりまして、国のほうが私ども地域の事業者にも新水道ビジョンをもとに基づいて地域水道ビジョンをつくるためにその手引きをこの3月に作成をしております。現在その手引きに沿って、新たなビジョンの作成のロードマップに取り組んでいるところでございまして、今のところ、これからどういう課題があるのか、現在のビジョンについて継承していくのか、それとも1から築き上げていくのか今協議しているところでございます。また報告できる段階になりましたら、していきたいと考えております。

以上でございます。

○畠堀委員

御説明いただきました。私たちの気になることといたしましては、新水道ビジョンというものが今の光合成プランと大きく変わった点、変更せざるを得ない点だとかそのポイントが、もし比較できるところがあれば教えていただければと思います。

○宮崎業務課長

今回の新水道ビジョンが示される前に、厚労省は平成16年に水道ビジョンというものを示したわけでございます。その後、厚労省は予想以上の人口減少と東日本大震災の経験を受けまして水道事業の環境の変化に対応する新たな新水道ビジョンをつくり上げたわけでございます。9年間という短い期間の中で水道のあるべき姿を方向性を変えたところだろうと思います。その中で16年に作成されましたビジョンにつきましては、水道事業全般、安全安定安心国際貢献とか環境とかそういった全て網羅したものが示されたわけでございますが、このたびにつきましては、安全と強靱と持続というふうな、目的といいますか、目標を絞ったものになっているんだろうと思います。私どもも新しいビジョンをつくり上げるに当たりましては、この3点、光市水道事業がこの3点についてどのような方向性を出していけるのか考えていきたいなと思っております。

○畠堀委員

理解しました。どうもありがとうございます。

○大田委員

すみません。一昨日の平成26年6月18日の中国新聞に「ステンレスの踏板盗難、東広島水道施設門扉など60点被害」というのが書いてあるのですよね。約3階建てぐらいの上り階段のステンレスの踏板盗られたのです。出入り口の門扉まで全部ステンレス製を盗られたのですよ。それを考えて、今現在の光市の施設整備の管理というのはどういうふうになっておるのかお聞きしたいんですが。

○森下浄水課長

光市水道事業のステンレス製の施設としましては、配水池があげられますが、その管理については、場内を全てフェンスを囲っており、門についても施錠をしております。今回の事件については、施錠を壊して入ったということですが、配水池には監視カメラを設置しており、浄水場からモニターで監視を行っており、セキュリティーの強化に努めております。

以上です。

○大田委員

了解しました。そういうような盗難事件がないようにしてください。よろしくお願ひします。

2 病院局関係分

(1) 継続審査事件

①議案第26号 光総合病院移転新築整備基本計画の策定について

質 疑

○大田委員

それでは、早速質問したいと思います。

素案の中で、18ページの「エ」の中で緩和ケア病棟の開設と書いてありますが、移転新築したときには緩和ケア病棟20床設けられると言われておりますが、医療体制はどうなっておられるのか。例えば、看護師はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。看護師の配置は新しく雇われるのか。それとも今までの看護師を回そうと考えておられるのかお伺いをいたします。

○田村光総合病院事務部長

現在、計画の段階なのではっきり確定はしていませんけども、現状、患者数は現状と若干ふえればその想定で職員数もふやしていく想定ではあります。当初から20床つくって20床全員入ると思っておりますので、患者数に合わせて職員数も合わせていくという想定にはしています。開設する前にはある程度の計画の段階なのではっきりした決め

事はございませんが、緩和ケア病床が確定して建設された時には、実際の当初入られる方の人員の募集をかけてある程度の人員が把握できれば、それに合わせて職員数の配置も確定したいと思っております。現在の人数でやるかと言われれば、今、光総合病院7対1の対応をしておりますけれども、緩和ケア病床も7対1で行っていきますので、患者数は現状と同様なら現状の数ということになります。当面20床でふやしていく想定ですので、そのときには、開設の前にはある程度職員の配置を確定をして募集をかけることになるとは考えています。

○大田委員

今、それから全部が210床で看護師の配置をしているから、緩和ケアも7対1だからそのままの配置で持って行こうと考えておるといふ答弁の解釈でよろしいですかね。

○田村光総合病院事務部長

入院患者数が現在と同じ数であれば、職員数も現在と同じ数で賄えるというふうに考えておりますけれども、緩和ケア病床を新たに設置しますのでその人数の加算を見たときに職員数の増加も必要だろうと考えますので、そのときには、開設に向けては募集をかけていくことになるというふうに考えています。

○大田委員

また、認定看護師が必要と思うのですが、その確保はどのように考えておられますかね。

○田村光総合病院事務部長

病院の中で教育をしていくことも考えますし、外部から募集をかけることもするというふうに考えております。

○大田委員

病院の中で教育して育てるか、また外から入れるかというのは、両線で今は考える計画という段階でおるといふ解釈でよろしいですね。

○田村光総合病院事務部長

現在、緩和ケアのチームを有してしまして、それにチームの中では医者が3名と看護師が8名と薬剤師が1名と、メディカルソーシャルワーカー1名のチームで担当してやっています。その中には1名緩和に深く接した看護師もいますので、その対応ができるというふうに考えてます。

○大田委員

今、私の解釈じゃったら、今、中で緩和ケアチームの中を考えておるからその中でできると考えておるといふふうに解釈しました。また、医師3人も緩和ケアチームの中に

おると言われておりましたが、それは専門的に今度緩和ケアの20床ができた場合のその3人が専門的に当たるわけですか、それとも誰かよそから持ってきてその医師3人は補佐的に当たるわけですか。

○田村光総合病院事務部長

基本的に、緩和ケア病棟をつくったときには、医師の、できれば現有の職員ではなくてその専門の医師を1人専従で当てて、今3名と言いましたけども、それを補佐していく格好でやられるというふうに考えてます。

○大田委員

今、医師の確保を予定しておると、3人は補佐的にやるという考えでおられるということですが、それでもいいのではないかと私は理解しました。そしたら緩和ケア病棟はどこに設置されようと今お考えなのですかね。計画の段階で。言いましょうか。例えば、最上階につくるとか、または敷地が広いから同じ敷地内の平地につくるとかいう考えがあるのではなかろうかと思うのですが。

○田村光総合病院事務部長

いろんな想定があると思いますけども、その建設に関してはまだ白紙の状態です。

○大田委員

いよいよ緩和ケアについて根本的なことをお聞きするんですが、今大和総合病院は慢性期型、療養病床型の病院にされてケアを主にやっておられます。それで、光総合病院は二次救急を中心としたキュア、医療を専門に行っておられます。それを移転新築した場合には緩和ケア病床を入れると、ケアのほうを入れるという考えされておられますが、そのこのところの根本的な、私はちょっとお聞きしたいのですがね。

○田村光総合病院事務部長

現在、診療報酬もそうですけども、国の流れが全ての流れをつくろうとされてます。

急性期から慢性期に経過する中でその間の病床をつくろうというふうにも国はされています。緩和ケアについては、がん治療の中で治療と在宅とかその流れの中で慢性期というよりも緩和を向けた部分と在宅に向けた部分と治療の部分、それを継続してやっていこうという考えが示されていると思いますので、緩和ケアと言いながらも痛みの治療といいますか、痛み、精神的にも肉体的にも、そのあたりを取るのが緩和ケアの部分だろうというふうに考えてます。

○大田委員

それと、以前聞いた時に、病院局は緩和ケア病棟で退院を目的とした緩和ケア病棟という答弁をされたと思うのですが、私が何件か視察に行ったときには退院を目的とした緩和ケア病棟があったのはいないんですよ。そのこのところをちょっとまた詳しく、ま

た何例かありましたら病院の名前も二、三件紹介してほしいのですが。

○田村光総合病院事務部長

私がお話をしたのは、広島県の県立病院の話と申しますか、その緩和ケアを担当している医師との話の中で確認をしました。緩和ケアをするときにその緩和ケア病棟に入っている患者さんにはどうしても在宅に戻れるという意識、そこが最終な場所ではないという意識を持ってやっていかないと緩和ケア病床は多分入られてこない。本来、国は在宅でのがん治療というか、在宅を目的とされてますので、その経過をするところが緩和ケア病棟だというふうに考えられています。

ちょっと今持ってきていませんけど、国の緩和ケアの考え方が、多分今後もそういうふうに変っていくからそういう考え方が基本にあるというふうに考えてます。

○大田委員

ちょっと私は理解し難い答弁なのですがね。今まで、みどりの杜病院とか山鹿医療センターとか日赤とか安岡病院とか、兵庫県の高砂病院とかに視察に行った場合には、緩和ケア病棟では退院を目的としてではなく終末医療で痛みを和らげるとか、精神的な治療をするとか、患者に対しての終末的な心構えとかいうか、心のケアをするとかいうようなそういうような緩和ケア病棟で運営されておられたんですよ。だから、今病院局さんが今言われたように、在宅医療を目的とするからその中の戻すために治療をするよというものはちょっと私には理解し難いのですが、もう一遍説明をよろしく願います。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

緩和ケアもそういうふうに退院を目的とした思いでつくられると言われる、光総合病院が二次救急で救急病院というように思っておられたら、そしたらこの病院は光総合病院移転新築された場合に緩和ケア病棟を設けると、退院を目的とした緩和ケア病棟を設けるとされる場合は、そうしたら、がん患者をそういうような受け入れる体制までつくりたいという計画でありますか。

○田村光総合病院事務部長

がん診療の一貫として緩和ケア病棟をつくりたいというふうに考えていただければいいと思います。

○大田委員

何となく、何となくなんですけど、なら次に行きます。先ほどから移転新築のことに関していろいろ言われていますが、基本計画、これ移転新築の素案をどうかということで通すことでもありますので、この中の当然通ったら素案がそのまま生きてくると思います

ので聞きたいと思います。

27ページの外来部門においてプライバシー、27ページ、28ページ、29ページでプライバシーの確保についていろいろ書いてあります。プライバシーを確保するという事は非常にありがたいことですが、いろいろ書いてあることでいろいろ矛盾を感じるので質問させていただきます。

27ページの外来部門で患者の安全性、利便性、快適性を図るとともにプライバシーの確保に配慮すると書いてありますが、プライバシーの確保に配慮するのは具体的にどういうふうな配慮されるのかお教え願いたいと思います。

○田村光総合病院事務部長

外来で患者さんのプライバシーを守るということは、例えば新患で来られた時にその問診を受付、看護師のほうでしますけども、他の患者さんがいる前で話をするということはいかにもプライバシーの侵害に当たる可能性がありますので、対話する、例えば部屋であるとかそういうところを設置をしてそこできちんと話を聞くと、また外来診療するとき診察室の音が漏れない状況にするとか、患者さんなかなか難しい問題があるんですけども、患者さん呼ぶときに名前がわからないようにしたいとかその辺は現在でもどこの病院も悩んでいますけども、なるべく病院にかかったことがわからないようにしたい患者さんもいらっしゃる。今の建設に関しては問診をするのに自分の事情を他人に聞かれないという場所を設定したいというのが一番です。

○大田委員

私は待合室なんかもプライバシー確保するのかと思ってどういうふうにされるのかなと思ってお聞きしたんです。

次に、28ページの検査部門で検査検体の動線や患者のプライバシー確保にできる環境っていうのはやっぱり同じように書いてあるのですが、ちょっと具体的に御説明願いたいと思います。

○田村光総合病院事務部長

一番は、例えば検尿検査があったときにトイレで検尿をされます。それを検査室に持って行かれます。人前を歩いて自分の検尿を持ち歩く、このことはいかがなものかということがあります。できれば、検尿を取った採尿室とかトイレでもいいんですけども、そこで名前も触れずに誰が出したかもわからずに窓口があって出せるというふうな構造もしたいというふうに考えますけども。

○大田委員

今の光総合病院じゃなくて大和総合病院みたいな感じの検尿の仕方という考えでよろしゅうございますね。

○田村光総合病院事務部長

はい、基本的にはそういう感じになります。

○大田委員

了解しました。

次に、8番の手術部門で、病室から手術まで専用エレベーター等患者のプライバシーなどに配慮した整備を行うと書いてありますが、現在の2基の、光総合病院は2基のエレベーターがあり、片一方を業務用エレベーターとして使用、手術患者なんかも専用に使われていると思います。新築移転した場合には一般患者、見舞いの人たちに目を触れることのないような専用エレベーターをつくらうと思っておられるのかお伺いいたします。

○田村光総合病院事務部長

予算との関係もありますけども、できればその専用の病棟から、外来患者と重ならないようなそういう動線をつくれればというふうには考えてます。

○大田委員

了解しました。

次に、透析部門で、病室から透析室までの経路と患者のプライバシーなどに配慮した整備とは、新築移転をした場合にはどういうふうなプライバシーの経路をとられるのか、具体的に教えてください。

○田村光総合病院事務部長

現状を御存じだと思いますけども、病室からエレベーターをベッドで降りて、その外来患者さんの廊下の前を通って外に出てまた入ってきます。そういうことは基本的にはないようにして、病室からなるべく短い距離で、透析の患者さんは短い距離で透析のほうに行かれるという形にしたいとは考えてます。

○大田委員

そしたら、今、透析は入院患者だけでなく外来患者もおられると思うのですよ。そのような外来患者のプライバシーをどのように考えておられるのか。

○田村光総合病院事務部長

透析患者さんについて、外来患者さんについては、記載の中にあると思いますけれども、できればセンター化をして通常の中央の受付ではなくて直接行けるような状態にできて、透析は透析だけの受付であり、ホールでありというふうに設定していきたいとは考えていますけども。

○大田委員

だから、外来患者は別の玄関を設けるような考えであると、そう理解してよろしいで

すね。

○田村光総合病院事務部長

はい。一般の受付を返さずにといい思いです。

○大田委員

はい、了解しました。

そして、病棟部門において患者の視点に立ったプライバシーなどに配慮した病室の整備を行うというように書いてありますが、これは今現在光総合病院でもどこの病院でも大体同じと思うのですが、4人部屋などにはカーテンで仕切ったある程度のプライバシーの確保はされているとは思いますが、そのような仕組みを考えておられるのか、または新築移転に返して今以上に持っている考えがあるのかどうかちょっと教えてほしいと思います。

○田村光総合病院事務部長

入院病棟のプライバシーに関しては、例えば4人病床であれば例えば同じようにカーテンとかで仕切ること、病室の中ではそうなりますけども、それ以外の家族との面会の場所等とかの部屋とかトイレの構造であるとかそのあたりを直していければいいと思っ
てます。

○大田委員

今までのプライバシーを聞いておると大分敷地が広く要るように思うんです。広い敷地じゃからできるのだろうと思いますが、予算がそれだけ関係してくると思いますので、そここのところはよく配慮してプライバシーの確保をお願いします。

次に、今度はプライバシーじゃなくて、27ページの外来患者で待ち時間の短縮及び患者の身体的、心理的な負担を軽減できる環境整備を行うというのは、先ほど言われたように、患者呼ぶときに配慮したり患者とドクターの話を配慮したり、そういうことを考えておられるのですかね。そここのところを説明ください。

○田村光総合病院事務部長

待ち時間はいつも議会でいろいろ言われますので現状でも努力してますけども、建設的にもしできるとしたら、環境とかアメニティの整備ができればまた違うかなと、休憩をする場所とか待ち時間に何かできるというか、例えば今でも本とかテレビとかありますけども、待ち時間を減すというのはなかなか難しい部面もありまして、待ち時間を感じさせないような施設づくりができればというふうに考えてます。

○大田委員

そんな待合室をどうにかしようと考えておられるのですか。そういうふうに思っておられるのですか。

○田村光総合病院事務部長

例えば、待合室に、よく今でもありますけども、店舗とかも置いたりゆっくりできるソファーとかそのあたりも設置できればいいかなというふうに考えてますけども。

○大田委員

次に、救急部門において、二次救急業務で救急業務対応できる環境を整備すると書いてありますけど、具体的にどういうふうなことなのか、考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○田村光総合病院事務部長

二次救急に対応するため、その部分だけでなく、例えば救急外来も違う項目で出してますけども、救急患者への対応のその場所の確保と、今も医師の当直室とか看護師の控室とか、実際にはあるようでないような状況もあります。できれば夜間、休日とかは近隣というか救急外来にすぐ対応できるような近い場所に設定をすとか、近い場所に休憩室、休養室か当直とかを設置をすとか、多いときに対応できる応援体制の連絡とかも取れればというふうに考えてます。

○大田委員

そして、その一番下の記載のところ災害時に対処するためのスペースを確保すると書いてありますが、一応どこの病院でもスペースを確保するというのは廊下を広くすることだろうと思うんですよね。そのほかに移転新築した場合にはほかのどのようなことを考えておられるか、ありましたら。

○田村光総合病院事務部長

基本的には災害の場合は廊下の広さになるというふうに考えています。

○大田委員

廊下を広げるということであると、私まだいろいろあるのですが、ほかの人もあると思いますので、私の今回は最後にしたいと思いますが、今ひとつよくわからないところがあるんで教えてもらいたいと思うのですが、光総合病院移転新築計画では約100億円も返済しなければならぬんですよ。また、今物価高騰や人件費の上昇により100億円以上の返済になる恐れが考えられます。考えられる病院事業でありますよね。この点で民意はどこでお聞きになるのかと思うのです。執行部は今までいろんな事業を施行されてこられましたけど、各審議会、議案が上がるまで各審議会とか協議会などを開いて民意をいろいろ聞かれる努力をされておられます。その後で当然議会の承認が必要となりますので、議会で十分審議をされ議案が通れば総括ということになります。しかし、このたびは議会の審議だけのように今は思っております。当然、議会は審議の付託を受けたのだから、議会だけの審議だけでよいと考えておられるのかもわかりませんが、ここの

ところを少し教えてほしいと思うのですよ。議会は議会報告などをするわけでありますから、市民の皆様には報告をいたします。そのときの、その上で民意を聴くだけでよいのであろうかと思うわけでありますので、よくわからないので教えてほしいと思います。

○田村病院局管理部長

市民の意見をとということでございますけれども、議員さんも御存じのように、この光総合病院の移転新築というのはポッと出てきた話ではございません。まず、御存じのように、平成22年の8月に光市病院事業の再編計画をまとめております。その前段はあり方検討委員会で両病院のあり方、合併後の両病院のあり方をどのようにしていくかということで、市長のほうから22年の2月に機能分化をすると、一方を急性期、一方を慢性期ということで、それに基づきまして平成22年の8月に光市病院再編計画を策定をいたしました。そうした中で、大和総合病院は現状、今のような回復期をはじめ療養の病院に生まれ変わって堅調に推移をしておるといような状況でございます。一方、光総合病院については、急性期を行っていくという中で、現在の施設整備を含めた検討をとということで再編計画のほうにはうたわれておったと思います。そうした流れの中で市長のほうから光市病院事業の光総合病院のあり方ということと25年の2月に市長のほうに報告をいたしまして、市長のほうは昨年3月議会でしたか、施政方針におきまして光総合病院の移転新築をとということで、それに伴ってまた病院局としてはそれに向けての基本計画を策定をし、昨年の12月議会の最終日に一応素案という形で議会のほうにお示しをしたという流れでございます。そうした中で、当然これは先ほど議決の関係ございましたんで、年度の当初ということになりませんでまことに議会のほうには御迷惑をおかけしたわけでございますけれども、議決事件ということでこのたび議案という形で上程をさせていただいておると。今、こういうふうな形で御審議をさせていただいておると。そうした中で市民というよりはあり方も含めまして、ずっと流れにおいて機能分化という中で市民なりそういうあり方検討委員会も含めてそういう流れで来ておって、そういう中で光総合病院の施設整備のあり方ということで、病院局としては考え方を示したということでございます。

やはり議決事件、これは非常に重たいものでございますので、こういうふうな形で議会の皆様に御審議をいただいて最終的には可否をいただくという形になろうかと思っています。

○大田委員

いろいろ流れを説明いただきましたが、あり方検討委員会を設けられたというように言われましたが、あり方検討委員会は病院を新築移転するためのあり方検討委員会ではなかったように私は記憶しております。それで、その中で市民の意見を聞いたかというようなことはなかったように記憶しております。それで、いろいろ議会に対してはいろいろ経過を説明されましたが、確かにそうであります。でも、市民に対してはどうかというと、その内容のようなあれは、今まで私の記憶の中にこの病院の移転新築に対しては聞いていないのですが、そのこのところもう一遍説明をお願いしたいと思います。

○田村病院局管理部長

あり方、ちょっと今私、この答申、平成21年12月28日にあり方検討委員会のほうからいただいております。その中でも当然機能を分化していくということで、ただどちらの病院を急性期にするか、どちらを慢性期にするか、これはもう光市が政策的に判断をすべきものだというふうなことが検討委員会のあり方の報告には書かれております。ただ、この中で、ちょっと読ませていただきますと、「光総合病院は駐車場が狭く、管理棟が老朽化しており、病棟についても数年後には改修を検討することが予想されます」と、「今後、リニューアル、あるいは移転新築等を計画される場合には、患者の利便性を最大限考慮し十分な駐車場を確保されることを期待します」と、というふうなこれはあり方の答申の中にこういう光総合病院と大和総合病院の規模、機能、運営体制についてと、この答申の3つのうちの1つでございますけども、その中にそういう文面がございます。そうしたものを答申が出たと、先ほどちょっと話繰り返しになりますけども、そういう答申が出てそれに対して市長が方針を決定をされて、それに対して病院局は再編計画をつくってまいったと、その中に光総合病院の今後の施設整備を含めた検討も必要だという流れの中で、このたびの移転新築の計画案といいますか、そういったものをお示しをしたということでございます。

○大田委員

すると、答申がそういうふうに出たと。そこに検討してくださいというような答弁でしょう。

○田村病院局管理部長

検討を当然するということでありますけれども、そういったものが確保されることを期待しますというような文面でございます。

○委員長

大田委員、向うはそういう認識だという前提ではだめですか。
次に進んでください。

○大田委員

今回は終わります。

○委員長

いやいや、もうないのですか。

○大田委員

いいです。

○田中委員

3月委員会のほうでもいろいろと質問させていただいたのですが、今回はちょっと若い世代という視点でちょっと幾つか質問をさせていただきたいと思います。

若い世代と言っても私も今回40歳を迎えるので、もうどうかなというところもあるのですが、やっぱり若い世代としてはこれやっぱりすごい立派な病院ができるというのはうれしいことではあるんですけど、やっぱり未来に向けて負担がふえるっていう部分では少し不安が残るところですので、未来予測も含めてちょっと質問をさせていただきたいと思います。

先ほど新築移転の理由として耐用年数を迎える前の改修が必要ではないかという部分、駐車場の確保っていう部分で、ちょっと世の中の状況が変わったのでそれに対応してという部分があったんですが、素案のほうの26ページに光市の人口動態とかを書いているんですが、まずその前にお聞きしたいのは、新築病院計画されている中で病院の寿命っていうものは何年を想定しているのかお聞かせください。

○西村病院局経営企画課長

これは、経理上の耐用年数というのがございますけれども、病院で、いわゆる鉄筋コンクリート造でございますと一応39年というふうに規定はされております。これが鉄骨でありますと29年というふうになっております。

以上です。

○田中委員

39年、29年ということは、これは後の選択になるという考えでいいかと思うのですが、まあ、三、四十年ということで、私も三、四十年と思うと70歳とか80歳で、もしかしたら死んでいるのかなとか思ったりもするんですが、この人口動態、26年を見たときに、これ65歳以上の人口がふえるという以前の説明もいただいているのですが、これパーセントが書いてあるんで私計算してみたのですが、実際の人数は人口が減るので減少しておるんですね、これ。22年度、未来予測で言えば27年度、33.4%で1万7,057人、32年度、35.3%でパーセントふえていますけど1万7,277人、これは若干増えています。37年度、36.3%でパーセントふえているんですけど、65歳以上人口1万6,825人で減っております。平成42年度については36.3%で変わらないのですが、65歳以上人口は1万5,953人ということで減っておって、これふえるっていうことで説明があったんですけど、これ実際数字を計算しているとふえてないのですが、これのちょっと説明をしていただけますか。

○西村病院局経営企画課長

今委員が言われたとおりでございます。平成22年比べますと、今後、27、32と構成比は33、35%となりまして、人口的には平成22年が1万2,400人から1万7,200と、大体1万7,000人内で推移をいたします。平成37年度、1万6,800人、平成42年は1万5,900人と大体1万6,000人程度でございますので、平成22年に比べたらやはり人口時期が、人

口がふえているというふうになります。今後は増加していきながらしばらく同じ推移で行って若干下がっていくというふうの流れになると思っております。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○田中委員

今説明をお聞きしまして、実際は22年度よりはふえているけど、今後、今の時代、また病院ができた後の推移でいうと減っていくっていうことでよろしいですか。

○西村病院局経営企画課長

平成37年度まではおおむね1万7,000人程度ということで、平成22年度は1万2,000人ですので、それまではずっと増加傾向にあると、その後緩やかにだんだん減少して1万6,000人程度になっていくというふうに見込まれるということでございます。

○田中委員

はい、わかりました。そしたら、続いて27ページの上に推計入院患者数ということで、これも推移が書かれているのですが、これを見ますとずっと37年度ピークなのですが、右肩上がりで上がっていつているのですが、この65歳以上人口がこういった推移をくる中で入院患者のほうはすごくふえていつているのだなというのを感じられるのですが、このグラフの根拠、これはこういった計算で出されたのかをお聞かせください。

○西村病院局経営企画課長

これは厚生労働省が患者調査いうのをやっております。その中で受療率というのがございまして、人口10万人当たり何人入院するかという率を発表しております。そしてこれは年齢構成別にその数値を発表されてございまして、その率に基づいて推計をしたものでございます。その受療率でございますけれども、やはり高齢になればなるほど入院される患者の割合が高くなります。ですから、平成22から27、32と、65歳以上の人口がふえますとその65歳以上の方の入院する割合は高いですから、人口がその分がふえていけば患者数もふえていくということになります。平成42年に若干減っておりますけれども、それは平成37年から42年の間で65歳以上の人口が減少するからその部分で減っていくというようなことでございます。ですから、65歳以上の人口、推計人口と大体同じような動きをするということだと思います。

以上です。

○田中委員

そしたら、あくまでピークは平成37年度を見て、それ以降は減っていくだろうという予測であると理解しました。

それで、続いて、この65歳以上の人口がふえるっていう部分でちょっと触れていきたいと思うのですが、反対にこれ65歳、今病院の先生の確保のないまま新築移転のことを

言われて、そこにすごい不安を感じるころではあるのですが、65歳以下の減少によりますます地方の医師確保が難しくなっていくのではないかなと素人では考えてしまうのですが、そのあたりはどのようにお考えかお聞かせください。

○西村病院局経営企画課長

国のほうとしましては、医師を増加策として大学の定員をふやすなどそういったふうな努力をしております。今後、将来的には地域偏在とか診療科の偏在等もありますけれども、こういった国の取り組みによりまして徐々にではあります医師数もふえていくのではないかというふうに考えております。即効性はありませんけれども、将来的にはふえていくのではないかというふうに考えております。

以上です。

○田中委員

人数と割合っていう考え方があるんですけど、医師の確保を変わずして行く、国策でもやっていくってことで医師の確保はできるであろうと。しかし、人口は減っていくので、割合でいったら医師の割合が今の数、割合でいうとふえる割合になると思うんですけど、非常にちょっと楽観的なのかなという気もするのですが、医師の確保というものが非常に大切になってくるので、そのあたりはしっかりまた今後も考えていきたいとは思っています。それで、今新しい病院の新築移転ということについてやっておるのですが、今の光の総合病院建てるときに、同じように新築に対してのいろんな協議を行って実際の運営を行っていたと思うのですが、今現在、総合病院のほうの病床率、稼働率70%を下回る現状っていうものがありますけど、その利用率になっている理由っていうものを今一度お聞かせいただけますか。

○田村光総合病院事務部長

病院で病床利用率が悪い原因を考えてみるときに、議員さんがおっしゃるように、やっぱり医師数の部分が一番大きいかなというふうには考えてます。

○田中委員

そうお聞きするとますますちょっと不安になるのですが、患者のほうのニーズはあるけど医師数が足りないので対応できない病院になってしまったと考えてよろしいのですか。

○田村光総合病院事務部長

病床稼働率が悪い数字の話はその医師数と申し上げましたけども、いろいろ話とか考えたときに、会議の中でやっぱり医師1人当たりの入院患者数を8名がというふうにと考えているところがありまして、それを考えたときにはどうしても70%は行きにくいのかなというふうなところがあります。患者さんが今人数8名と言いましたけども、その8名があって入院期間がありますよね。入院期間を短くすることで実際の人数をふ

やせるとは思います。ただ、入院患者を1人当たり診るのが8名となるので、その8名が10日間全ての方が入院されるとしたら8名ですけども、5日となれば16名になりますけども、だから医師数との関係がどうしても稼働率には影響が一番大きいというふうに考えています。それだけとは思いませんけども、影響を言いますとそういうことです。

○田中委員

何か数字のマジックみたいなようなお話を聞かせていただいたのですが、例えばこれ今の病院を建てるときっていうのはやっぱり210床あってフル稼働させてっていう構想があったと思うのですが、例えば今の病院が210床あってフル稼働しようと思ったら、医師さえおれば患者はそれだけ来るものなのですか、お聞かせください。

○田村光総合病院事務部長

医師数次第で、ある程度確保できるというふうに考えてます、患者は。

○田中委員

そしたら、医師がおれば患者の確保ができるっていう思いの中、これまでも医師の確保っていうものに病院全体を挙げて取り組んでこられたと思うのですが、それができなかった、できなかったというか医師の確保ができず現状に至っているという部分はどうかということが一番原因かお聞かせください。

○田村光総合病院事務部長

やっぱり大学の医師数の減少といいますか、全体数の減少と、大学の人数の関係と思います。光の病院に派遣を依頼したときに人数が少ないからという派遣の依頼をするときに、じゃあこちらに来て何ができるかということで目立ったものがないというのがありますし、医師を確保するには今回の計画を推進することが唯一医師を確保できる条件じゃないかなというふうにも考えてます。それで確保できるかどうかというのを確定はできませんけども、その確保する力にはなるというふうに思います。

○田中委員

私どもも病院の視察に委員会のほうでも行かせていただきながら、いろいろ病院の先生方とお話している中で、やっぱり地方の病院というものは新築しないと先生が来ないということも確かに聞きしております。もうそれぐらいないともう古いままの病院ではなかなか地方に先生が来ないというお話を聞いている現状というのがあるのですが、先ほどお話ししている中で医師の減少が一つの理由ではないかっていう部分、それで今さっきお聞きした人口動態を見ると人口が減っていくという部分があって、210床というものが本当に必要なのかなっていうところは一つ私の中で持っています。そのあたりで減少、人口がふえ、人口が減少していった現状、医師の確保ができないまま今現状は減ってしまって現状っていうのがある中で、この豪華、豪華というか内容についてはこれからなのですけど、新築移転210床フル稼働、この素案見ても、ものすご

いいことばかり夢のような設備が書いてあるのですが、その中で内容についてはこれからのかもしれないですけど、この案が出てきた思っているのをちょっと聞かせていただければと思います。なぜ人口が減って行って医師の確保が難しい中、これだけ立派なもの、210床を確保して病院を移転新築しようかなと思ったのかをお聞かせいただければと思います。

○田村光総合病院事務部長

もともとは現在ある病院の現状を確保したままに病院を建て直したいというのがおおもとにあります。新たにいいものをつくろうとか目立ったものをつくろうとかではなくて現在の医療を確保したまま光市に残していきたいというのが根本にあります。それで現状の病床数も書いてありますし、ふやすことも書いてありませんし、減ることも書いてありません、210床がどうなのかという話はあるかもしれませんが、現状の数字のまま推移をさせて記載させていただいてます。

○田中委員

このまま確保、現状のままっていうものを推移させながらということなので、このあたりの内容についてまた今後もお話しながら、さまざまなアイデア、またほかの病院も見ながら検討していくという考えでよかったですか。

○田村光総合病院事務部長

当然、この審議が終わって建てるとなったときには予算の審議がありますので、その中でいろんなことが言われるとは思いますが、またいろんなところで話をされるというか検討もしていくことにはなるとは思いますが。

○田中委員

わかりました。それで、これ収支ピークの記載も40ページのあたりに書いてあるのですが、推移予測も先ほどちょっとお話をさせていただきました人口推移とか65歳以上の人口のピークを迎える平成37年までしか予測されていなくて、病院を新築してわずか数年の37年までしか予測してなくて、この以降というのは人口が減っていくのではないかなという予測になっているので、この先に私ども若い世代っていうのはどうなるのかっていうのが一番怖いところなのですね。それで、この37年度以降の予測っていうものはお示しいただけないものかお聞かせください。

○田村光総合病院業務課長

この収支シミュレーションにつきましては、建築後37年まででお示しております。今後診療報酬の改定等もございますので、38年以降ですか、シミュレーションをしておりません。診療報酬改定とか国の政策によりまして大きく変わってきますので、37年までとさせていただいております。

○田中委員

診療報酬の改定とかそういったこと、国からの状況が変わるっていうのはもちろんわかるのですが、これ今までお話お聞かせいただいた未来の予測を考えると、この37年度以降がすごい肝になってくるんじゃないかと思っております、私たち若い世代は。人口が減って、例えば入院患者数も減ってくれば病床210床っていうものは必要なくなってくるかもしれませんし、例えば先に医師の確保ができなければ210床、それまた210床っていうものが稼働しないものになってくるのかなっていう予測もあるので、なかなか難しいところではあうと思うのですが、もう少し先を出していただければと思いますので、そのあたりはよろしく、難しいところは思うんですけどお示しいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長

いいですか、それで。

○田中委員

すみません、もう一点だけお聞かせください。先ほど先行委員のほうも緩和ケア病床いろいろ見に行ったという、委員会のほうの視察を行ったというお話があったのですが、私もいろいろ見る中でやっぱり準備期間というものがものすごく必要だなというのをどの病院に行っても言われていました。光市のほうでは緩和ケアチームはもう立ち上げて実際にやられていて、今認定看護師もこの間2人確か取られたというのが新聞報道でも見ましたけど、病院としてはあくまで緩和ケア病棟を建てる、建てるというか設置するっていう方向でやりたいっていうことですので、それは緩和ケアのチームに関してはこの先どうかわからないのですが、ぜひこの飛び乗りを損なわないようにもう進めて、進めてって言ったらちょっとおかしいのですが、今の病院にとってもメリットのあることなのでしっかり取り組んでいただければと思います。それがやっぱり現場の力にもなると思いますし、ひとつそこをお願いしたいと思います。

以上です。

○大樂委員

これまで数回に当たり委員会さまざまな質疑をしてまいりました。また県内外の自治体の病院事業を視察しまして光市にとってどのような病院がベストなのか勉強してまいってきました。これらのことを踏まえまして、光市の状況を今一度整理してみたいと考えまして、できれば光市の現地視察をしたいと考えますが、委員長、いかがでございましょうか。

○委員長

この際おはかりいたします。

議案第26号につきましては、委員会を暫時休憩し、委員派遣による現地視察を行います。また、調査後に委員会を再開したいと思います。これにご異議ありませんか。（異

議なしの声あり)

○委員長

ご異議なしと認めます。

なお、派遣委員につきましては、本委員会の全委員としたいと思います。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○委員長

ここで、先程の調査による気付きでも結構ですので、ご意見などがございましたら、そののちをまず先に出していただけたらと思います。

質 疑

○萬谷委員

一番の御指名ありがとうございます。基本計画が出されてから私も一般質問等でいろいろやらしていただきましたけど、部長の答弁で常に「狭隘化」という言葉が出てきまして、そして「老朽化」という言葉がよく出てきましたが、今回僕が病院に行くときには常に患者側のほうで行くので中のほうは余り確認できませんでしたが、確かに機材等の置くところとかいうところがすごく狭いのだなと確かに思いました。また、最初に水道管とか排水溝のあれを見せてもらったのですが、ああいうところも本当原因不明の水漏れ等も起こっているというところもありますし、新築という意味では確かに建てかえなきゃいけないかなというふうに感じましたし、そういうところ。大変参考になりました。

以上でございます。

○田中委員

私も現場を見させていただいて、本当、守田病院事業管理者がすごい生き生き説明してくださったのを見て、やっぱり現場の方なのだなと思って、やっぱり現場でやられている方たちのお話を聞きながら、現場を見て本当に狭隘化は特に感じました。そしてまた全体的な雰囲気を見て、私たちも病院視察いろいろ行ってきたのですが、気分が明るくなる病院かどうかというところもちょっとそういう視点も入れてみたのですが、ちょっとやっぱりどうかな、というところも感じたので、そのあたりも考えて今後勉強していきたいと思っています。

○笹井委員

今の現病院につきましては、やっぱり老朽化が進んでおるといのが予想以上でした。特に病棟の風呂には段差があるというのはもう普通は病院じゃから当然素のままフラットに行けると思ったら、段差があるっていうのはちょっと今日説明していただいて初

めてわかりました。また、新しい病院、予定地で今素案に上がっておる場所ですけれども、広さ的には十分で周りの環境的にも十分ですけど、ただ工業団地としてつくっているの、やっぱりこのアクセス道路がちょっと狭いと、あるいは動線的にちょっと面道路との接続がやっぱり悪いところがあるということ。そして、今はまあ空いているからサッカー場になっておりますけれども、その辺利用者もおりますし、あの辺の公園とかテクノパークはもっと遊休地もあるような気もしますので、病院の移転は移転でやりますけど、やっぱりあの辺の一回再デザインなんかも考えていかなければいけないのかなというふうに感じました。

○委員長

いろいろとご意見をいただきました。他に何かありますか。

○畠堀委員

委員長、動議ということでお願いいたします。

本件につきましては、先程、現地視察も行いましてこれまでの議論の整理等も進んできたわけですが、やはり予算、規模等についてかなり大きな案件であるということで、より一層慎重な対応が必要ではないかというふうに思います。とりわけ、この議案につきましては、議決案件ということで議員相互の十分な討議というのもこれから必要になってくると思います。そういった観点で本日結論ということは難しいと思いますので、改めて継続審議ということで動議をお願いします。以上です。

【採 決】：全会一致「継続審査」

(2) その他

報告：①平成25年度光市病院事業等決算見込みについて

説 明：西村経営企画課長 ～別紙

質 疑：なし

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○大田委員

このたび大和総合病院が訪問看護やられるようになりまして大変いいことだと思いますが、訪問介護において地域包括ケアとどういにかかわり合いが今まであったのかお知らせ願いたいと思います。

○松崎大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

地域包括ケアシステムとのかかわりというのが、どういう意味での御質問かわかりませんが、私ども訪問看護事業を始めるにあたって、福祉保健部あるいは医師会等には情報を提供しておりますし、事業を始めるにあたって事前に福祉保健部、それから光市の医師会、柳井市の医師会、熊毛郡の医師会、その他関係機関にも十分御説明はしているところでありますけれども。

○大田委員

訪問看護するにあたって月に1回ぐらいの会議なんかを催されたと思うのですよ。それの中において病院局だけでお話されたのか、それとも地域包括ケアの人も交えて一緒にこういうふうにしたらいいか、ああいうふうにしたらいいかという相談事もあったと思うのですが、そこを御報告願います。

○松崎大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

これは病院の一つの事業として始めたわけですから、準備委員会は月に1回程度行っておりますけれども、地域包括ケアの担当の部署はその中には入っておりません。

○大田委員

これは訪問看護で、報酬は看護の報酬だけですか。介護の報酬はないと考えられるわけですか。

○松崎大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

訪問看護事業の業務内容というのは、介護保険法あるいは健康保険法などで診療報酬の中での取り決めと申しますか、事業の枠が決められておりますので、それ以外の、例えば交通費だとかそういったものは実費負担ということになりますので、経費については全て診療報酬で賄うというふうになっております。

○大田委員

そうすると、訪問看護になると介護の仕事はしませんよと、看護の仕事だけですよというふうに解釈してよろしいですね。

○松崎大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

訪問看護でございます。

○大田委員

了解しました。

3 福祉保健部関係

(1) 付託事件審査

①議案第41号 平成26年度光市一般会計補正予算（第1号）〔所管分〕

説 明：古迫福祉総務課長 ～別紙

質 疑

○萬谷委員

それでは、ちょっとお尋ねいたします。7ページの保育士等処遇改善臨時特例事業補助金についてなんですけども、国が絡んでいることだと思うのですが、これを出すに至った背景をもうちょっと詳しくお伝えいただけませんかでしょうか。

○小野子ども家庭課長

ただいまの萬谷委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金という、この補助金を出すに至った背景でございますが、これは平成25年1月11日に閣議決定をされました日本経済再生に向けた緊急経済対策の中に盛り込まれたものでございまして、子供が育てやすく女性が働き続けやすい環境の整備を促進するということです。主には待機児童の解消に向けて保育士の人材を確保し、保育士の処遇改善に取り組む、そういった保育所に対する補助制度として平成25年度に創設されたものでございます。

なお、当初は単年度というような形をとっていたんですけども、平成26年度におきましても国から継続実施の方針が出されたということから、このたび必要な予算を計上するものでございます。

以上です。

○萬谷委員

ああ、なるほど。わかりました。

次に、保育士等となっていますが、これ申し訳ないんですが、支給対象が保育所で働く人全てと考えてよろしいですか。

○小野子ども家庭課長

これは保育士や給食調理員、事務員など保育所で働く全ての人が補助対象というふうになっておりますが、法人の役員については補助の対象外ということになっております。

また、どの職種の賃金改善を行うかということにつきましては、実施する園のほうで決定するということになっております。

以上です。

○萬谷委員

はい、わかりました。それでは、賃金改善が目的だと思いますが、個々の保育士さんにどのぐらいの賃金改善になるか。そして、個々の保育士さんにどのように支給されていくのかというのがありましたら教えてください。

○小野子ども家庭課長

昨年度の実績でございますが、常勤保育士1人当たりの平均改善月額が1万2,348円。また、非常勤保育士では月額5,556円、その他の職員で月額9,200円というふうになっております。

なお、支給の方法につきましては、特に定めというものはございませんが、各園の判断に委ねられているということになります。昨年度につきましては一時金でのみ対応した園が5園。基本給の改定と一時金の両方で対応した園が2園となっております。

以上です。

○萬谷委員

了解しました。

以上でございます。

○大田委員

その下の児童福祉施設補助事業で、松原保育園の大規模改修に充てられるとお聞きしたのですが、松原保育園の大規模改修は耐震ですか、それとも何か老朽化で大規模改修になったのですか。そこを教えてください。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○都野福祉保健部次長

大規模修繕の箇所は老朽化でございます。耐震性はございますので老朽化でございませぬ。

○大田委員

何年ぐらいたって老朽化です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

はい、わかりました。後でまたお知らせください、よろしくお願いします。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第43号 平成26年度光市介護保険特別会計補正予算（第1号）

説 明：中邑高齢者支援課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

報告：①光市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）

説 明：奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長 ～別紙

質 疑：なし

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○笹井委員

それでは、社会福祉法人や社会福祉施設についての指導監査体制についてちょっと質問を行います。質問項目は24項目ありますが、あらかじめ内容をお知らせしていますのでスムーズな御回答をお願いいたします。

まず最初に、社会福祉施設や社会福祉法人への許認可、指導、監査について、県と市の役割分担というのはどうなっているのでしょうか。

○古迫福祉総務課長

市は、社会福祉法人の設置、変更の許認可、社会福祉法人の運営について監査を行います。県は、施設の設置に関する許認可、施設の運営について監査を行います。具体的には、市は、社会福祉法に基づき法人会計や理事会の運営等の監査を、県は老人福祉法に基づきまして預かり金の管理等の監査を行うものでございます。

以上です。

○笹井委員

わかりました。それでは、光市が指導監査する社会福祉法人ですかね。ちょっと法人は施設を運営しているかと思うのですが、それらにはどのようなものがあるのでしょうか。

○古迫福祉総務課長

市内の社会福祉法人は13法人ございます。社会福祉協議会、高齢者施設等を運営する

法人が5つ、それから保育園を運営する法人が7つとなっております。事業区域が本市の区域を超えるものにつきましては、県が所轄庁となるものであります。

以上です。

○笹井委員

はい、わかりました。それでは、ちょっと老人ホームについてお聞きしますが、老人ホームに関する光市の規則や要綱というのはいかなるものがあるのでしょうか。

○中邑高齢者支援課長

光市老人福祉法施行細則及び光市老人ホーム入所判定委員会設置条例の2つがあります。

以上でございます。

○笹井委員

はい、わかりました。光市老人ホーム入所判定委員会設置条例は、もう前回の議会で審議して可決したので一応内容は見ておるのですが、これのちょっと状況についてお聞きします。どういう構成でどれぐらい開催されているのかと。また、ここで措置先の老人ホームを決めるかと思うのですが、これはこういった基準で選定されているのでしょうか。

○中邑高齢者支援課長

委員会の委員は、医師、山口県周南環境保健所長、老人ホームの施設長、市福祉保健部の職員3名、計6名の委員で構成をされております。昨年度はこの判定委員会を1回開催しております。

なお、会議を開催するいとまがないときは、条例の規定、昨年度は要綱で規定をしておりましたが、持ち回りによる審査を4回行っているところでございます。措置先の老人ホームについては、市内施設を優先し措置するようにしております。

以上でございます。

○笹井委員

はい、わかりました。他市の条例とか要領を見ますと、老人福祉施設入所者にかかわる遺留金事務取扱要領というのをつくっておるような市もあるのですが、光市にはこういう遺留金品事務取扱要領というのはいかなるのでしょうか。

○中邑高齢者支援課長

県の老人保護措置事務処理マニュアルに基づき取り扱っているところでございます。

以上です。

○笹井委員

はい、わかりました。あと老人ホーム入所者に対する措置費と事務費の単価を教えてください。

○中邑高齢者支援課長

措置費は事務費と生活費に分かれており、それぞれの単価は国の指針により示されておりますが、個々の施設の定員等や設置主体が公か社会福祉法人かなどにより単価が分かれており、現在光市が入所措置している施設においては、事務費が月額で約8万6,000円から16万8,000円、生活費が約5万円となっており、合計で月額約14万円から21万円の措置費となっているところでございます。

以上でございます。

○笹井委員

はい、わかりました。では、ちょっと今度施設からの報告とそれに対する指導監査についてお聞きします。

光市老人福祉法施行細則、これの第10条では、老人ホームの長は毎月分の措置費について、措置精算書による報告しなければならないとされておりますが、この報告というのはきちんとなされているのでしょうか。

○中邑高齢者支援課長

月初めに前月分の精算報告の提出をいただいているところでございます。

以上です。

○笹井委員

はい、わかりました。それでは、こういった施設、法人に対して、年間どれぐらいの頻度で指導監査を行われてますでしょうか。

○古迫福祉総務課長

監査は2年に1回行っております。

以上です。

○笹井委員

わかりました。先ほどの措置費精算書では、これ様式は生活費と事務費を区別して精算額を報告することになっておりますが、2年に1回ですか指導監査時にこの精算額についての確認というのは行うのでしょうか。

○古迫福祉総務課長

これは県の施設監査の範囲になりますが、措置費精算書の確認は行ってないということでございます。

以上です。

○笹井委員

はい、わかりました。ああ、じゃ、これは監査でも通常の監査ではわからないということになるわけですね、現状は。

次ですが、市や県の報告事項、これに誤りや虚偽の記載があった場合、これがわかった場合どのような対応をとるのでしょうか。

○古迫福祉総務課長

単なる誤りが確認された場合は、修正の指示や指導を行います。虚偽記載が確認された場合は、必要に応じて随時監査等を行った上で、事実関係を確認し、改善指導や行政処分を行います。

以上です。

○笹井委員

わかりました。今度はちょっと入所者の預かり金についてお聞きします。老人ホームの入所者の預かり金というのは、そもそもどのように管理すべきものなのでしょうか。

○古迫福祉総務課長

施設が定める預かり金規定に基づき管理されるべきもので、例えば依頼があれば書面等をもって意思の確認をとる。そのほかに、その経過を記録し、定期的に入所者等に報告するといったことがございます。

以上です。

○笹井委員

今の御回答で施設が定める規定によるということですが、じゃ、施設によって規定とか取り扱い方とか全部異なるということなのでしょうか。それとも、そうはいつでも標準的な規定のひな形みたいなものが考え方を示して、それでそれに基づいたものを施設が定めておるのでしょうか。

○古迫福祉総務課長

標準的なものがあるということで認識をしております。

以上です。

○笹井委員

わかりました。それでは、入所者が死亡した場合は、これは行政に対して届け出方法はどのようなものがなされておるのか教えてください。

○中邑高齢者支援課長

死亡者の残された財産については、内訳を記した遺留金品状況届出書の提出をいただ

いております。また、死亡による措置の変更については、被措置者状況変更届出書の提出をいただくようになっております。

以上です。

○笹井委員

はい、わかりました。今の届け出がなされておるということですが、そうして死亡された入所者の方の遺留品ですか所有物とか、いろいろ貯金の処理というのはどのように行うのでしょうか。

○中邑高齢者支援課長

相続人がおられる場合は、相続人に引き渡しをしております。相続人がおられない場合は、葬祭を施設に委託し、葬祭費には残された遺留金を充てることができるかとされているところでございます。

葬祭を行うだけの遺留金品が残っていない場合は、不足分を市が負担をいたします。遺留金品から葬祭費を支出し、残金があれば一定の手続を得て最終的に国庫に帰属することとなっております。

以上です。

○笹井委員

わかりました。今、葬祭を行った後、残りがあった場合、一定の手続を経て国庫に納めるという御説明でしたが、これは本人の希望とかがあれば書面をもって、この施設に残り分を、施設に最後もうお渡しするという事は、これは可能なのでしょうか。

○中邑高齢者支援課長

可能でございます。

○笹井委員

その場合の必要な手続というのをちょっと。どういう書類をつくって、どういうふうにするというのか、ちょっと教えていただけますか。

○中邑高齢者支援課長

一般的には公正証書の作成が考えられると思います。

以上です。

○笹井委員

はい、わかりました。老人ホームの要綱などちょっと見ますと、入所者とのそういった財産の保管依頼書ですかとか、あと個人別の出納台帳というのを備えるようにとされておると書いてあるのですが、光市においてこの入所者との保管依頼書とかあるいは個人別台帳というのは、これはきちんと施設は準備しなきゃいけないことになっておる

のでしょうか。

○古迫福祉総務課長

準備しないといけないことになっております。

○笹井委員

はい、わかりました。それでは、2年に1回の指導監査時にこの入所者の保管依頼書ですか。これと個人別出納台帳、そしてその対象となる個人の財産。あ、済みません。依頼書や個人別出納台帳があるかどうか、あるいは適切に記載されているかどうか、こういった書類のチェックというのは行っているのでしょうか。

○古迫福祉総務課長

県の指導範囲の範囲となりますが、入所者預かり金規定どおりの手続、適正な管理が行われているということを確認しまして、必要に応じて抽出等も行っているというふうにお聞きしております。

以上です。

○笹井委員

はい、わかりました。必要に応じて抽出調査がされておるということですが、それらはいくまでも書類の調査だけなのでしょうか。それともそういった入所者の預貯金の実額と、それからその台帳への数値が合っているかどうかと、そういう入所者の預貯金との突合みたいなのは指導監査のときに行っているのでしょうか。

○古迫福祉総務課長

ここは県の範囲でございますので、そのあたりはわかりかねます。
以上です。

○笹井委員

それでは、ちょっと5月30日に光市が行った記者発表について、ちょっと市の対応についてお聞きします。この内容につきましては、これは発表されたことですので、これはもう市として認定されたことだと思いたしますが。ちょっと記載で、「入所者の預貯金を預り金規定に基づかず現金化した上、施設内に保管し、当該入所者死亡後は、当該預貯金について簿外管理し、その一部を第三者へ貸し付けた」と、そういうふうに光市の記者発表資料の中に書いてあるわけです。

ちょっと私がお聞きしたいのは、この何をもって光市は、貸し付けと確認したのでしょうか。この貸し付け、貸し出しの証書みたいなものがあるのでしょうか。

○古迫福祉総務課長

借用書がございましたので、それで確認をしております。

以上です。

○笹井委員

はい、わかりました。それでは、この記者発表資料に基づいて、新聞報道なんかもされていますし、その際に行政のコメントが載ってますんで、ちょっとそれについての中身を聞いてみたいと思います。

新聞報道で何社かありまして、だいたいテイストは一緒なのですが、被害が法人外に及んでおらず、問題の金額が全額返還されていると、戻った状態にあると書いてあるところもありますが。そういったため刑事告発しないとか、刑事告発を見送ったと、そういうふうに地方紙にコメントが掲載されておりますが。

私がお聞きしたいのは、お金が全額返還されていると、戻った状態にあるということはどうのように確認されたのでしょうか。

○古迫福祉総務課長

法人の通帳で確認をいたしました。

○笹井委員

はい、わかりました。それで、このたびの事件は、お亡くなりになった方の資産ですか。これがちょっと法人のほうから外に出とったというようなことだと思います。それで、お亡くなりになって、しかも大体こういうホームにおられる方、身寄りのない方ということですが。それが返還されている、戻った状態にあるというのは、これ私よくわかんないのですが、亡くなった方のお金がどこに返還されたのでしょうか。

○古迫福祉総務課長

この方は、本人作成の公正証書により法人に帰属するということになっておりますので、これは法人に返還されたものであります。

以上です。

○笹井委員

今回の事件では2名の亡くなった方についての事件というふうに確認していますが、2名ともきちんと公正証書があつて、法人への帰属を本人の意思としてあつたのでしょうか。

○古迫福祉総務課長

2名のうち1名が公正証書による遺贈があつたということです。

○笹井委員

わかりました。1名の方はそういう法人への帰属を公正証書で意思を表明されていたということですが、もう1つの方ないということですが、であれば、その方のお金と

というのは結局今どこにどういう状態で残っておるわけなのでしょう。

○古迫福祉総務課長

それにつきましては、市のほうに返していただく金額でございますので、葬祭費に使われたり、入院費に使われた後に市のほうに戻ってくるというものでございますので、園に遺贈というものはございません。

以上です。

○笹井委員

先ほどの説明にありました残った分については、国庫に返還するということですから、いずれ返還がされる状態で今法人にあると。そしてこの後、国庫のほうに返還されるという理解でよろしいでしょうか。

○古迫福祉総務課長

それにつきましては、もう市のほうに返還をされておりますので、法人のほうにはございません。

以上です。

○笹井委員

はい、わかりました。市のほうに返還されているわけですね、はい。

そして、また新聞報道の中の行政のコメントとして、刑事告発しないとか見送ったというふうなコメントされていますが、この「刑事告発しない」という、この判断は誰がどのように行った判断なのでしょう。

○古迫福祉総務課長

顧問弁護士と相談して、市が判断したものでございます。

以上です。

○笹井委員

はい、わかりました。ちょっと別の法律になりますけど、刑事訴訟法第239条2項には、このように書いてあるわけですね。「官吏及び公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料されるときは告発をしなければならない」というふうにあるわけです。今回光市として刑事告発をしないという判断をされたということは今確認しましたが、これは犯罪性がないと光市が認めたということなのでしょう。

○古迫福祉総務課長

行政の行う指導監査は、犯罪のために行われるものであってはならないということで、法律にも明記されております。指導監査において犯罪であるという客観的な事実が認められないことから、弁護士とも相談して告発に至らないということで判断をしたもので

あります。

以上です。

○笹井委員

はい、わかりました。そろそろちょっと取りまとめにいきたいと思いますが、問題があった社会福祉施設に対しては、今回改善命令が出ておるわけですけど、改善命令のほかにもどのような行政措置がとれるのでしょうか。これが医療機関であれば診療報酬の減額なんか手続きがあるわけですけど、今回社会福祉施設ですので、例えば事務費の減額とか、こういうことはできないのでしょうか。

○古迫福祉総務課長

これは社会福祉法に基づきまして、まず改善命令を行いまして、それに従わない場合は業務の一部もしくは全部の停止命令、それから役員の解職勧告、法人の解散命令があります。

以上です。

○笹井委員

はい、わかりました。そして、今回こういう事件が起きたというか社会福祉施設で問題があるとか判明されたわけですけど、こういった施設には今までと同じように措置入所させるのでしょうか。

○中邑高齢者支援課長

改善命令に沿った改善措置がとられれば、市内ただ1つの施設でもあり、高齢者福祉の推進のため今後とも措置していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○笹井委員

現在も入所されている方がおられるわけですが、この措置されて入所されている入所者の方から、ほかの施設へ移りたいという申し出があった場合は、どうされるのでしょうか。

○中邑高齢者支援課長

施設の変更につきましては、本人及び関係者と協議を行い対応することとしているところでございます。

以上です。

○笹井委員

はい、わかりました。あと、先ほど監査のところ、個人別出納台帳と入所者の預貯金の突合を行っているかということで、これは県の監査で市にはわかりかねるというこ

とでしたが、今回こういう事件がありましたので、今後の監査において、私は亡くなられた方の預貯金と、こういった関係台帳の突合というのはすべきであると考えます。

光市が指導監督する社会福祉法人あるいは県が社会福祉施設ですか、こういった指導監査で今後私はこういうところをチェックすべきだと思いますけれども、そういうおつもりはありますでしょうか。

○古迫福祉総務課長

これも県の指導監査の範囲になるのでございますが、今言われたように死亡時の預かり金と遺留金品が突合するということは確認が必要であると思いますので、県と連携して、またチェック体制を整えていきたいと思っております。

以上です。

○笹井委員

はい、わかりました。こういった老人ホームへの入所は、これは有料老人ホームとかまた別ですけど、今回の対象となった老人ホームへの入所は、これは行政による措置入所ですので、本人が入所先を選べるわけではないわけですね。行政によって、ここに入ってくださいとか、お入りなさいというような形の措置でございます。そして、その措置費もほとんどが行政からの支出、もとは税金とか公金の部類に入ると思います。こういうところでございます。

ですから、老人ホームの運営や入所者の処遇については、私は行政が一定の責任を持つべきであると考えております。今回の事例を教訓として、再発防止策や指導監査体制の充実に努めてほしいと思います。

終わります。

○委員長

先ほどの大田委員の質問に対する答弁の準備ができたそうでありますのでお願いします。

○都野福祉保健部次長

松原保育園の施設の建築年次は昭和48年の6月でございます。その前のどういう改修かということで老朽化による改修というふうに総称いたしました。内容的には外壁の塗装工事、屋上の防水工事、下水道への接続工事などでございます。

○大田委員

了解しました。

○委員長

ほかに。

○大田委員

同僚議員も一般質問しましたのですが、少し民間診療所についてお聞きしたいと思います。

コンサルタントに依頼をされると言うておられますが、どのような案件で依頼されるのか、まずお聞きしたいと思います。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

民間コンサルへの具体的な調査事項ということだと思いますが、今業者と調整中ということではありますが、誘致を予定しております眼科、それから泌尿器科の開設にかかわります経費の試算、それから診療所開設の支援制度を持ちます全国の自治体の成功事例の整理と分析、さらに眼科、泌尿器科の診療所に関します経営シュミレーション、このあたりを調査していただくように今考えているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

それで、時期はいつごろに出されようとされているのですかね。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

調査の時期は夏から秋にかけて行いたいと考えております。

○大田委員

夏から秋にかけてコンサルタントに出すのではなくて、調査を行うということで、理解でよろしいのですかね。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

コンサルに調査を依頼し、秋に調査結果がこっちへ返ってくるということでございます。その具体的な時期についてはまだお答えできませんが、秋ぐらいに調査が完了するというところでございます。

○大田委員

今、秋ぐらいに大体調査が完了するだろうという予測のもとに答弁されたのですが、そうだったら、まだコンサルタントに発注されておられないと考えますよね。それで、その理由は何なのか教えてください。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

予算が御存じのように110万円ということでございます。この予算の中で効果的な調査を行いたいということで、現在調整しているところでございます。

○大田委員

効果的な調査、眼科や泌尿器科の経費や経営のシュミレーションなんかをやろうと。それで今後出そうとされているのですよね。それで間違いないですいいね。もう一遍お聞きします。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長
そういうことでございます。

○大田委員

それで、それをやるに当たって、4月から約2カ月ぐらいたっておるのですよね。この間に、これを出す要件を満たすための条件をコンサルタントにつけなければいけないので、会議なんかをされていると思うのですよ、これ出すための。シュミレーションやら経費の出す、全国の成功例やらの例があるの、それをもとに今後コンサルタントに出そうとされていると。

それを出すために会議をされていると思うのですが、その会議なんかはしないで、ただ今奥河内課長とこだけで頭の中でやっておられるのですか。そんなことはないでしょう。一応皆さん、福祉保健部の中で会議をされとるわけでしょう。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

もちろん部内で協議をし、会議を重ねて、先ほど申しあげましたような調査事項を今お示したところでございます。

○大田委員

それは何回ぐらいされているのですかね。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

回数が何回かというのは、数えておりませんが、何回も頻繁に部内の会議は行っております。

○大田委員

それでコンサルタントに出さなくちゃいけないという思いでおられるみたいですが、他市町村は同僚議員も言われたんですが、職員が実際に現地に行ってお調べしてきて、これがいいのだなと思って出されたところもあるわけですよ。それを全国津々浦々20何カ所か30何カ所ぐらいあるから、コンサルタントに依頼をしなければいけないという理由もちょっとわかりかねるのですが、自分ところでやろうと思われたことはないですか。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

全国で成功した事例、これが一つのヒントにもなるのだと思います。今把握しておりますのは全国で23の自治体がそういった制度を設けております。この中で実際に成功した例がどのぐらいあるのか、あるいはどのような状況だったのか、その辺を調査しながら

らコンサルと一緒に調査分析をするということでございます。

○大田委員

はい、わかりました。そしたら、それが秋にかけて出るということなので、9月議会までにどのようなものが出るのか楽しみにしておりますので、よろしく申し上げます。

それと、病院局でもお聞きしたのですが、病院から訪問看護されると。だから地域包括ケア調査室のほうはどういうかかわりを持っておられるのかとお聞きしたのですよ。そこのところを福祉保健部のほうもお聞きしたいと思います。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

大和総合病院が訪問看護事業始められたことについての病院局と調査室のかかわりということでございます。直接的に、この事業を始めるについて私どもがかかわったということではございません。これは大和総合病院が自主的に判断をされて決断をされた事業であるということでございます。

○大田委員

私が思うのには、せっかく市長自ら光市独自の医療を含む地域包括ケアシステムをやると言われておられるから、せっかくそういうような調査室も作成されたのであるから、大和総合病院も訪問介護をやるのは大変良いことです。だから、それに伴って地域包括ケア調査室もそれに一緒に絡んで訪問看護、介護、一緒にやられたほうが良いと思っておるのですが、そこのところは福祉保健部のほうもよく考えて地域包括ケア調査室も一緒になってやってもらいたいと思います。

終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○畠堀委員

それでは、今年度の事業の進捗状況を含めて4点ほどお伺いします。

まず1点ですけれども、今年度消費税率の引き上げに際して、臨時福祉給付金等の給付事業が2件ほど行われておりますが、まず1点は臨時福祉給付金が1点、それから子育て世帯の臨時特例給付金ということで上げられておりますけれども、この進捗状況をお伺いしたいと思います。あわせて対象者が何名で、今の進捗状況ということをお願いしたいと思います。

○古迫福祉総務課長

給付金の進捗状況であります。両給付金とも対象と見込まれる方に申請書を郵送することとしております。現在発送に向けて準備をしているところで、申請者は今月末までにはお送りをし、7月1日から受付を開始、審査を経て、順次支給をしてまいります。申請期間は10月1日までの3カ月間でございます。

対象者でございますが、本年1月1日現在で光市に住民登録があるということでございます。臨時福祉給付金につきましては、市民税の均等割が非課税であること、また、均等割課税者に扶養されていないということが条件でございます。

子育て世帯臨時特例給付金につきましては、平成26年1月分の児童手当を受給している人ということでございます。現在高校1年生までは受給をされます。所得制限がございます。

人数でございますが、今精査中でございますので、当初予算では臨時福祉給付金は約9,000人、子育て世帯臨時特例給付金は5,300人程度ということで見込んでいるところでございます。

以上です。

○畠堀委員

御説明いただきまして、ありがとうございます。状況についてわかりやすい。今から申請を発送して申請を受けるということなのですけども、対象となる方、初期の対象となる方がきちんと給付に結びつくようPR方もあわせてお願いしときたいと思います。

それでは、次に、3月の定例会のときに、公立幼保施設のあり方に関する基本的な方針ということで御説明をお伺いしました。その中で幼稚園につきましては、3園、つるみ、やよい、さつきということがあるわけですけども、将来的には再編成して定員規模を縮小していくのだということで御提示いただきましたが、それについてはできるだけ早い段階で検討を行うということで説明を受けております。

この進捗状況といいますか、今後の取り組みになるのかもしれませんが、状況についてお知らせ願いたいと思います。

○小野子ども家庭課長

基本的な方針の中で、特に園児数の減少が著しい公立幼稚園につきましては、できるだけ早い時期に再編を行い、定員規模を縮小していくことということでしておりますが、具体的な再編計画の内容につきましては、先般行いましたニーズ調査の結果や、平成27年度にスタートいたします子ども・子育て新制度との整合性等も見極めながら、現在、総合的に検討しているところでございます。

また、ある程度の具体的な方向性が定まったところで、改めて地元や保護者の御意見等もいただくなど、慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、この件につきましては、いましばらくお時間をいただきたいと思います。

以上でございます。

○畠堀委員

少なくとも、基本的な考え方として方向性なり予定が出されておりますので、当該地域の方、または入所を予定されている方、考えておられる方については、やっぱり身近な問題として大変大きな課題だと思っておりますので、そのあたり、きめ細かい対応も含めて、今後の取り組みをお願いしておきたいというふうに思います。

3点目ですけれども、地域包括ケアの構築に向けた考え方ということで、これも中間報告として御説明受けておりますが、この取り組みにつきましては2期に分けて取り組みを進めていくということで、第1期の計画につきましては、24年から26年度、今年度になるわけですけれども、この期間で医療・介護連携システムの構築ということが考えられております。今年度、もうかなり月数も進んでおりますけれども、現況についてお伺いしたいというふうに思います。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

現在の進捗状況ということでございますが、現在、3月議会で中間報告をいたしました考察事業の成果を踏まえましたシステム全体の基本的方向性を策定しているところでございまして、また改めて皆様にはお示しをしたというふうに考えております。

以上でございます。

○畠堀委員

確認になるかと思っておりますけれども、今年度中に具体的な基本計画方針、方向性というものをまとめて、議会に示す、そういうことになりますか。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

今の予定では、9月議会で基本的方向性をお示しするというようにしております。

○畠堀委員

わかりました。9月議会の御説明をお待ちしたいと思います。よろしく申し上げます。

それから、最後になりましたけれども、これは一般質問でも取り上げられておりましたが、地域医療・介護総合推進法、これが可決されたということで具体的に動き始めると。その中で特にお聞きしたいのが、いわゆる予防給付ということで、訪問介護と通所介護、これが、それぞれの市町村で独自にその内容を決めて、実際にやってくということになるわけですけれども、このあたり、もう決まったということで、具体的に光市としてどのようなところが課題として考えておられるのか、そして具体的に今から進めていく上で、どういうところを補強なり重点的に進めていかれようとしているのかお伺いしたいというふうに思います。

○中邑高齢者支援課長

光市の課題ということについてのお尋ねでございますけれども、新たなサービス提供者となるNPOやボランティア団体といった受け皿づくりの確保がこれからの課題であります。

受け皿づくりには、地域の方々の協力が不可欠でございますので、その方法については先進事例の研究を含め、検討してまいりたいと考えております。

そのほか、要支援1、2の認定者の方に、自立支援を目指した介護予防のケアマネジメントを適切に実施するためには、要支援者のニーズや目的に合った多様なサービスや

地域支援を用意することはもちろんでございますけれども、そのサービスを要支援者に適切かつ効果的に提供できる介護支援専門員や介護サービス提供者の資質の確保も、重要な課題であると考えているところでございます。

いずれにいたしましても、国の予防給付見直しのガイドライン素案が夏ごろに示される予定となっておりますので、それが示され次第、的確な準備を進めてまいりたいと考えてるところでございます。

○畠堀委員

予防給付が市町村に振られたということで、今、お話がございましたように、財政面の問題と実際にサービスを行っていく上での問題ということで、大きく2つの問題があるのではないかとこのように思います。やはりどちらのバランスも崩すわけにはいかないのではないかとこのように思いますけれども、要は、この予防給付の部分が手薄になることによって、さらに重度化が進むのではないかとこの懸念もございまして、そうなってくると本末転倒になるのではないかとこのように考えておるところでもございまして。多くの方が、この分については成り行きを注目しておりますので、地方自治体のほうに移管がなされても不安のないように、これまで以上の取り組みをお願いしておきたいというふうに思います。

以上です。

○田中委員

数点質問させていただきたいと思います。

予算計上もされていきます玄関前のインターロッキングの補修についてなんですが、これ、今見ても、まだされてないように思えるんですが、これはいつごろを予定されてるのかお聞かせください。

○古迫福祉総務課長

7月の19、20、21、3連休でありますので、ここで予定をしております。

以上です。

○田中委員

はい、わかりました。利用者の方も、妊婦さんだったり、赤ちゃん抱っこしていたり、高齢者であったりってところなので、また陥没しないようにしっかりと補修をよろしく願いいたします。

それと、先日、子ども・子育て審議会を傍聴中に外を見ていてちょっと気になったのですが、海側の住宅街のほうから公用車がたくさん帰ってくるのを見ました。そのときちょっと気になったのですが、職員が出たり入ったりするときのルートっていうものは決まっているのでしょうか。そのあたりをお知らせください。

○古迫福祉総務課長

国道より1本南側の横のライン、そこに向かって公用車の出るのが多いのですが、一部、建設当初、住民とのお約束で、通ってはいけない部分というのがあります。そこ以外を通過して出入りしているという状況でございます。

以上です。

○田中委員

はい、わかりました。地元の方の理解をいただいて、そのルートをつくっているってことで。今回、ちょっと駐車場で交通事故っていうのも報告ありましたので、しっかり安全運転で、地元の方にも迷惑かけないようなルートっていうことなので、よろしく願いいたします。

それで、その子ども・子育て審議会についてちょっとお聞きしたいのですが、大体大まかにこの子ども・子育て審議会、光市らしいものをとということなのですが、目指すところは何かっていうところと、何が変わるのか。ポイントだけでもいいので、少し教えていただければと思います。

○小野子ども家庭課長

子ども・子育て審議会につきましては、現在進めております光市子ども・子育て事業計画の策定のプロセスにおいて、有識者、子育て当事者や関係機関等が自由に意見を述べ、積極的に参画・関与できる仕組みとして設置しているものでございます。

これの会議結果等につきましては、ホームページ等で公表しておりますので、ぜひとも御参照いただけたらと思います。ここでは、恐らく子ども・子育て支援の新制度についてのポイントということで回答させていただきます。

まず、新制度の目指すところでございますが、これは急速な少子化の進行や核家族化、地域のつながりの希薄化など、子供や子育て環境を取り巻く環境の変化から生じているさまざまな課題に対応するというので、幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、量や質の向上、それから地域の子ども・子育て支援の充実ということを通して、一人一人の子供の健やかな育ちを等しく保障し、子供の最善の利益を実現する社会を目指そうというものでございます。

続きまして、新制度になって何が変わるのかということでございますが、主なポイントは3点ございます。

1点目は、就学前の教育・保育の一元化ということです。言いかえますと、幼稚園・保育園などの制度の一元化ということになるのでございますが、現行制度では幼稚園については私学助成や就園奨励金等々、保育園につきましては保育所運営費など、担当する所管もお金の出るところもそれぞれでございましたが、新制度におきましては、幼稚園・保育園・認定こども園を通じた共通の財政支援制度として、施設型給付及び小規模保育や家庭的保育の給付である地域型保育給付というものが新たに創設されるということです。

また、認定こども園につきましては、認可・指導監督等の部署が一元化されますので、移行や設置がしやすいということもございまして、これへの移行が進めば、幼保の一

元化がますます促進されるのではないかというふうに考えます。

続きまして2点目は、支給認定制度の導入です。

新制度におきましては、幼稚園や保育所を利用する場合には、あらかじめ市の支給認定を受け、認定証の交付を受けるということになります。支給認定におきましては、子供の年齢や保育の必要性のあるなしによって1号から3号までの3区分に認定されるほか、保護者の就労時間によって必要な保育量を、保育標準時間と保育短時間の2種類で認定するなど、子供や家庭の状況に応じた認定が行われるということになります。

続きまして3点目は、地域のニーズに応じた子ども・子育て支援の充実ということですので。

これは、子育て情報の提供や助言等を行う利用者支援や、子育ての相談や親子同士の交流が可能な地域子育て支援の拠点施設の設置、また一時預かり、放課後児童クラブの充実等々、新制度におきましては、そういったことが地域子ども・子育て支援事業として13の事業ということになるんですが、法律上に位置づけられております。

新制度として変わる点につきましては以上でございます。

○田中委員

すいません。今、御説明をいただんですが、審議会のほうも、子ども家庭課ないし教育委員会のほうも入って一緒に、本当に力を合わせてやっていくことが大事だと思うので、力を合わせて取り組みをお願いしたいところと、あと、光市らしさ、ニーズを調査してやってくってという部分でニーズ調査をやられて、これ、もう結果がまとまっていると思うのですが、これの公表っていうものはいつごろを予定されているのか。早い公表をお願いしたいのですが、そのあたりをお聞かせください。

○小野子ども家庭課長

ニーズ調査の公表、結果ということですが、割と分量がございますので、ちょっと今、準備をしているところなのですが、近日中、まあ来週にはあげさせていただきたい……。申しわけございません。ちょっと、いつというふうに言えないのですが、上げさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○田中委員

はい、わかりました。何か全体の、県とかの流れを見ると9月かなと思っていたのですが、ものすごい早く出していただけるみたいなので、よろしく願いいたします。

以上です。

○萬谷委員

それでは、私の周りで絶好調と思っているだけかもしれませんが、ゆーぱーくについて、絶好調だと聞いています。でも、噂だけではあれですので、先に来客数の推移をちょっとお尋ねしたいのですが、どうでしょうか。

○古迫福祉総務課長

来客数の推移ということで、昨年10月から2年目ということで、それ以降、1年目を上回る推移をしております。

以上です。

○萬谷委員

確かに噂どおりだとは思いますが、多くの来客数が来られるとやっぱり手狭感が出てきて、ちょっとちらほら噂をされております施設の拡充とか予定とか思いとか、もしございましたら、最後に——最後じゃないかもしれませんが、お聞かせくださいませ。

○古迫福祉総務課長

手狭ではないかというお尋ねでございますが、休憩室については、畳の間に加え、多目的室を使ったり、それからロビーに椅子を置いたりして対応しており、その辺が足りないというのは直接には聞いておりませんが、脱衣室が狭いとか、洗い場が少ないといったお声は聞いているところでございます。

脱衣室も洗い場も、増設というのは非常に困難であります。コートハウス方式ということで建築をしておりますので、その辺の利用も含めて、今後どうやっていくかというのは検討していきたいというふうに思っておりますけど、当面は現行のままで、サービス維持に努め、指定管理者と連携してやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

4 環境部関係分

(1) その他(所管事務調査)

○田中委員

2点ほどお聞きしたいと思えます。

最近の山口県の動向を見ていると、小水力発電について積極的に取り組んでいるように思います。4月9日の新聞報道では、農業用ダムなどを活用した小水力発電を2015年度から発電を目指して、県では5カ所に整備、先日萩市の相原ダムで運転を始めた小水力発電所の完成式では、村岡知事は市町や農業団体に紹介し小水力発電を普及させたいと積極的なコメントをされていますが、光市では活用の検討はされていますでしょうか。お聞かせください。

○山根環境政策課長

光市では、25年度から自然エネルギーの活用方法について調査研究事業を行っております。これにつきまして、本年度と来年度にセミナーなどを行い、方向性を示していきたいと思っております。まだ現時点では、水力発電について研究をしてはおりません。

以上でございます。

○田中委員

私も全く知識のないままお聞きするのですが、今から中山川ダムの水を、周南市に工業用水として送水するっていう整備事業も始まるっていうことなのですが、このときに、県に要望して中山川ダムに小水力発電を整備することはできないものかと思うのですが、この点に関してはいかがでしょうか。

○山根環境政策課長

県内のダムに水力発電が設置されているということはいろいろ聞いておりますが、まだ中山川ダムには水力発電は設置されておられません。3月にエコ自然塾で中山川ダムを訪れたときは、今のところ、そういう計画はないというお話でございました。

以上でございます。

○田中委員

中山川ダムは周東町にあるっていうことなのですが、これ、予算書を見ても、中山川ダムの維持管理費負担金とか設備更新管理費というものが光市の負担としてあるので、もし、これ、小水力発電がついて売電の利益があれば、それをそこに宛てがうっていうことも、固定費を削減していくっていうことも、可能性としてはあると思うので、ぜひ、今は計画ないっていうことなのですけど、これからのことなので、ぜひそのあたりを市のほうから県へも提案していただければと思いますので、取り組みをよろしくお願いたいと思います。

それともう一点なのですが、このたび、自然敬愛サミットを光市でも開催するっていうことなのですが、ちょうどよい機会なので、この2つの海岸、室積海岸と虹ヶ浜海岸の進む方向性、どのような海岸にしたいかっていうものをぜひ聞かせていただければと思うのですが。

○山根環境政策課長

室積、虹ヶ浜海岸は、日本の渚百選や森林浴の森百選の指定を受けているだけでなく、瀬戸内海国立公園にも指定をされております。この白砂青松の美しい海岸につきましては市民全体の宝であり、私たちの多くの先人の方々の努力によって守り育てられてきたものだと思っております。

私たちは、引き継いだこのかけがえのない財産を、できる限り引き継いだ状態のまま維持し、次の世代に引き継いでいきたいと思っております。

以上でございます。

○田中委員

今、お聞かせいただきました。本当に貴重な海岸で、先人から受け継いだものをしっかり守って、次の世代に受け渡していきたいということなのですが、私もこれ、虹ヶ浜、

特に思いがあって、いろいろ保全管理について質問もさせていただきながら、どうにかきれいにならないものか調べているところで。なかなか結構、各所管を回ると、いろんな清掃活動なんかもやっていて、思った以上に予算をかけていろんな方がきれいにされております。

これ、縦割りなので、各所管所管がそれぞれで自然敬愛都市宣言というもとでやられてはいるんですが、光市の目指す方向、市民全体の宝として、どこかの部署がやっぱりリーダーシップをとって、より効率のよい、効果のある取り組みをしていくことが必要だと思うのですが、そのあたりで、このリーダーシップ、自然敬愛都市宣言としている光市の進む方向に対してのリーダーシップはどこがとるのか、お聞かせください。

○山根環境政策課長

自然海岸の清掃活動や保全活動につきましては、第2次光市環境基本計画の具体的な施策に掲げております。この掲げております事業につきましては、毎年進捗状況を取りまとめ、事業の検証をするということにしております。この進捗状況や検証結果を公表し情報を共有するという事で、全庁的な連携、分担のもと、施策の総合的な推進を図っていきたいと思っております。

以上でございます。

○田中委員

本当、連携をとるためにも、ぜひ環境政策課がトップになって取り組んでいただきたいという思いがあります。

それと、一般質問のほうでもちょっと言わせていただいたのですが、自然敬愛サミットがあるっていうことで、自然敬愛都市宣言をしているっていうことの表示や看板を市の庁舎のところに掲げてはいかがかっていうものを提案させていただいたんですが、今見ると、10周年記念の看板とかは掲げているのですが、それは計画としてはいかがなものかお聞かせください。

○山根環境政策課長

自然敬愛サミットの会場につきましては、新市誕生10周年の記念事業としておりますので、こののぼり旗を掲げるということにしております。

それとあわせて、自然敬愛都市宣言光市というのぼり旗を掲げることを、検討してみたいと思います。

○田中委員

はい、わかりました。本当に市民全体の宝っていうこともありますし、やっぱり市民の心の奥底、理念にあるものだと思うので。御存じかもしれないですけど、ホテルのリッツ・カールトングループとかディズニーランドなんかは、クレドカードっていうもの、会社の理念っていうものを常に持って、それを心の奥底に持って取り組んでいいサービスを提供して、それが結局来場者の方に評判になって、満足のいくものになっていくっ

ていうがあるので、都市宣言してる3つ、自然敬愛を今は言っているのですが、それは市民の心の底にある大事なものなので、やっぱりこういうときに掲げて、市民一体となって取り組んでいけたらと思いますので、ぜひ、検討していただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○大樂委員

それでは、2点ばかりのうち、初め。

光市には下水道計画がありますが、今、平成30年までが私見る限りあるのですが、それ以後は途中修正とかいろんなことが考えられると思いますが、年度ごととかやっつけていけるんでしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

下水道の計画につきましては、毎年度、国の交付金等と、また単独事業の進捗状況もありますので、それを見ながら、毎年度修正をしていきたいと思っています。

30年度以降につきましても、今後、できれば長期的な計画を作って、それに沿って事業を進めていけるようにしてまいりたいと思っております。

○大樂委員

そういう面でもよろしくお願いいたします。今後、人口動態、いろいろ変化していきますので、そのあたりも深く検討されながら実施計画をよろしくお願いいたします。

次に、メガソーラーの件なのですが、地元には説明があったやに聞いたのですが、今、わかる範囲内での規模とか運用期間がわかりましたらお願いします。

○山根環境政策課長

規模につきましては、20MWの規模でございます。これで、年間14MW程度の発電ができるという話を聞いております。これが約6,300世帯分の年間の電気が発電をされるということで、事業期間につきましては20年の予定でございます。

以上でございます。

○大樂委員

いつからですか。

○山根環境政策課長

工事に入りますのが、来年の5月ぐらいと聞いております。実際に発電が始まるのは、その次の年になると聞いております。

○大樂委員

はい、わかりました。

以上です。

○萬谷委員

それでは、海水浴シーズンも近づいてきましたので、先ほども出ましたけども、室積、虹ヶ浜についてちょっとお尋ねしたいのですけども、確認のためお伺いしますが、浜と松林の清掃の所管部が違う理由を、もしよろしければお聞かせください。

○小田環境事業課長

浜と松林の清掃の所管部が違うことですが、光市の海岸の管理者は、交流村より西側は山口県周南港湾管理事務所が管理する海岸でございます。交流村より東側は市の水産林業課が管理する海岸となっております。

また、松林の管理者は、県または市有林の保安林であることから、山口県周南林業事務所、または水産林業課となっております。

それぞれ管理する所管も違うことから、漂着ごみ及び不法投棄のごみの回収は、委託業務内であれば環境事業課で実施しております。

また、海岸や松林についてはさまざまな事業等を開催しております。例えば、松林内の下刈等の保育事業は水産林業課、クリーン光のボランティア清掃・花火大会等・イベント等のごみの回収等は各担当課が所管となっております。

これ以外に、その他、所管の違う清掃業務もございますが、これらは一つの所管で実施した場合、既存の職員数では賄えないことや、関係所管課での業務の分担を行い、事業の効率化を図ることから現在の分担となっております。

○萬谷委員

わかりました。いろいろ絡みがあるのだと思いますが、それでは、今年の浜の清掃の予定等、何かありましたらお願いします。

○小田環境事業課長

今年度の清掃の予定でございますが、今年度については、現状の方法で従来の業者の業務委託となっております。

ただ、そうはいいまして、入札等による契約に移行するため、25年度に現状の委託内容のあり方について関係部署と協議、分析をいたしました。結果といたしましては、現状の方法ではコストも高いため、清掃方法の見直しや、1年と通じ、海岸の状態がどうあるべきかを精査するなど、抜本的な見直しが必要なことであるということで、今年度については、協議・検討をさせていただいているところでございます。

○萬谷委員

わかりました。

清掃に関する事なのですけど、ビーチクリーナーっていうのがあったっていうか、今もあるかもしれませんけど、過去から現在の状況、最新式を導入した場合とか概算

等が何かありましたらよろしいでしょうか。

○小田環境事業課長

今、委員仰せのとおり、過去、2台のビーチクリーナーを購入した経緯がございます。平成4年に約1,000万円、平成10年に約1,100万円で購入させていただいております。

当時は、確かに画期的にきれいになるということで導入はさせていただきましたが、海岸に漂着するごみの種類に関係なく不燃・可燃と全てを収集することから、分別に手間がかかり、流木や竹など長尺物は回収できないなど効率が悪い面もあり、特殊車両のため、故障がかなり多かったという経緯がございます。そのため、耐用年数も2台とも6年から7年ということで、費用対効果を考えまして、平成17年にビーチクリーナーを作っているメーカーが、国内産ではあったんですが、生産が中止となり、やむなく、メンテナンスと作業環境等の条件を考え、汎用機材で流木等の処理に対応でき、積み込み作業もできる油圧ショベルを、現在はビーチクリーナーとして使用しております。

次に、新規に導入した場合の予算の概要等ですが、現在、清掃方法等を検討している段階であり、ビーチクリーナーの導入も、現在未定でございます。現時点でのお答えは難しく、しかるべき時期にお答えをさせていただきたいと思っております。

○萬谷委員

いろいろ清掃の方法等はあると思えますけども、浜がきれいになってほしいなという気持ちで質問させていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

ちょっと最後に、ごみのこと。雑紙って、ティッシュペーパーとかの箱の外側のことなんですけども、いろんな自治体で、雑紙だけを今分別して集めるっていう自治体が多くあるようです。資源として活用ができてお金になるらしく、お金をかけて燃やす必要がないっていうふうにもいろいろ宣伝されておりますが、光市ではどのような取り組みを予定しているか、予定がありましたらお伝えください。

○小田環境事業課長

今、御質問の、雑がみについてですが、仰せのとおり、資源可能であるにもかかわらず、多くの焼却処分をされている紙製容器やカレンダー、プリントとか、そういったものを雑がみといいまして、従来、自治会等の資源回収の奨励金も、単価を上げて交付するような形をとり、再資源化の促進を図っておりますが、なかなかごみの減量には結びついていないのが現状でございます。

このため今年度から、雑紙について、ホームページ等の周知も当然でございますが、市が収集する際の排出方法を、今言われたティッシュの箱、メモ紙とか封筒を、これらを一遍に段ボール箱もしくは紙袋に入れて排出しても収集のほうが可能なような形をとりまして、雑紙の再資源化に取り組んでおります。

どうぞ御協力よろしく願いします。

○萬谷委員

了解しました。
以上でございます。

○大樂委員

すいません。今、ごみの話が出ましたので、追加にお聞かせ願いたいと思います。

今、恋路クリーンセンターが基幹工事に入っておりまして、近いうち完了すると思うんですが、完了した後のごみの関係が、わかる範囲で結構なのですが、以前、提案しておりました台所等から出てくるプラスチック類がどうなるか、あのあたり、変更があるかどうかをお聞かせください。

○小田環境事業課長

今の御質問なのですが、今現在、未定でございます。

今年度から、構成市と恋路クリーンセンター内で協議のほうを開催する予定でございますが、プラスチック系を燃やせるというような話も私も聞いていますが、まだその辺、未定ということで御了承いただければと思います。

○大樂委員

具体化ができましたら、またひとつよろしくお願ひします。
以上でございます。

○畠堀委員

今年度の事業の進捗状況を中心に、3点ほどお伺いしたいと思います。

まず一つは、環境基本計画で光ソーラーCITYプロジェクトということで、29年度を目指して、今、取り組みが進められておりまして、今年度は学校給食センターに30kWの太陽光発電を設置するということになっておりますが、29年度の目標として、住宅用の太陽光発電システムの普及率としては5.4%、公共施設については13件という目標が掲げられております。現況と今後の予定と伺いますか、目標達成見込みと伺いますか、そのあたりについてお伺いできたらと思います。

○山根環境政策課長

環境基本計画の進捗状況につきましては、25年度の進捗状況について今から調査を行います。その結果と検証について、決算の公表時期に公表することになると思います。

以上でございます。

○畠堀委員

一応29年度の目標が掲げられておりますけども、今後の取り組み予定と伺いますか、そのあたり、何か具体的に上がっているものがあれば、考えていることがあれば教えていただけたらと思うのですが。

○山根環境政策課長

公共施設への太陽光発電システムについては、室積のコミュニティセンターに設置をされると聞いております。

計画の中では、里の厨を予定しておりますが、まだ具体的には決まっております。

○畠堀委員

はい、わかりました。29年度の目標に向けての取り組みということで、まだ数年間ありますので、またフォローしていけたらと思っておりますが、よろしく願いいたします。

次に、今年度の事業で、予算がかかっていないのですが、市民の意識を高めていくということで、省エネルギーの運動推進事業ということで、エコマルチャレンジデーを設置するということが掲げられておりますけれども、これについて何か具体的なお考えや取り組みがあれば伺いたいと思っております。

○山根環境政策課長

実際には、冬期になりますけれども、光市全域でノーマイカーデーを実施しまして、できるだけCO₂を排出する車での移動をせずに、公共機関等を利用していただくという運動をしたいと思っております。

○畠堀委員

特に、市民の皆さんの機運なり意識を高めていくというのが成功につながるんじゃないかと思っておりますので、いろんな事業を展開する前から、やっぱり広く市民の方を巻き込んで取り組むことが大事じゃないかというふうに思います。そういった意味で、決まってからのPRというよりも、市民の方をより多く早い段階で巻き込んだ取り組みをお願いしておきたいというふうに思います。

それからもう一点ですけれども、浄化槽の設置助成というのが上げられております。特に、下水道認可区域外への浄化槽設置助成に加えて、一定の条件下、下水道整備が困難な地域内において拡充をしていくということで、今年度から、室積が対象になっているということで説明を聞いておりますけれども、実際に、反応なり反響なり、皆さんの状況ってというのはどんな状況なのでしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

4月の広報で募集をかけております。

それから、下水道課のホームページでもお知らせをしておりますが、今現在、室積地区において2件ほど申請を受け付けております。相談は、2件にかかわらずございますが、今のところ、2件ほど申請がございます。

○畠堀委員

予想としたら、今から制度を皆さんがしっかり認識した上でまた増えてくるというような、そんな御認識といたしますか、見通しになるのでしょうか。そのあたりがわかれば

教えていただけたら。

○松本環境部次長兼下水道課長

まだ、情報提供というか、それがまだ行き渡ってないのかもわかりません。今から増えてくるのではないかとは思っております。

以上です。

○畠堀委員

いずれにいたしましても、新しい取り組みとして多くの方に知っていただくということがまず初めじゃないかと思っておりますので、PR方のほう、あわせてお願いしておきたいと思っております。

以上です。

○笹井委員

では、下水道について、本会議でも少し聞きましたけど、時間切れの部分もありましたので、今日幾つか質問させていただきます。

まず1点目、下松市との境にあります流域下水道浄化センターの耐用年数はどうなっているのでしょうか。

また、流域下水道の長寿命化についてどのように取り組むのか。機能の充実などがあるのでしょうか。

○中尾下水道課・長寿命化計画担当課長

それではお答えいたします。

浄化センターは、昭和52年に事業着手をしまして、昭和61年に供用開始をしております、稼働後、28年が経過しております。

耐用年数につきましては、浄化センターの管理棟自体や下水道管渠は50年と示されておりますが、使用している電気設備、機械設備などは8年から15年の期間がほとんどでございます。標準的に示されている耐用年数は過ぎております。

それから、浄化センターの長寿命化につきましては、島田川流域のライフラインを守るため、運転を停止することはできないことから、国の下水道長寿命化支援制度を活用し、昨年度計画策定を行い、今年度詳細設計を行い、来年度から5カ年で設備の改築を予定するものでございます。

今回の計画は、耐用年数の経過している機械設備、電気設備を対象に行うもので、処理場として最低限の機能を確保するための設備、老朽化が特に進んでいる設備を優先し調査した結果に基づいて、改築が必要とされた主ポンプ設備、沈砂池設備、最終沈殿池設備、消毒設備の順に実施するものでございます。

この長寿命化対策は、設備等の更生、あるいは部分取りかえ等により、既存ストックを活用し耐用年数の延伸に寄与させるもので、十分に機能の充実は図れるものと考えております。

以上でございます。

○笹井委員

はい、わかりました。

次、ちょっと流域下水道についてですが、これは前々から本会議でも指摘していますように、県が運営している。ところが、お金の支払いは3市、維持費に関しては100%ということでございます。これ自体、私はこのままいいのだろうかという疑問を持っておりまして、流域下水道事業の権限を市のほうに譲り受けることはできないのか。国土交通省のホームページを見ますと、「流域下水道の設置・管理は、原則として都道府県が行うが、市町村も都道府県と協議してこれを行うことができる」との記載があるわけです。協議すれば、権限の譲り受けも可能なのではないのでしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

浄化センターを管理します都道府県に対して、使用している市町村が維持管理費を支払うことについては、どの流域下水道も同じでございます。

権利の譲り受けにつきましては、言われましたとおり、下水道法によれば、市町村は都道府県と協議してできるようには定められております。しかしながら、流域下水道は、2つ以上の市町村の区域の下水を受け入れる広域的な下水道でございます。そのために、下水道法の解説がございますが、その解説によりますと、管理主体が原則的に都道府県とされることによって都道府県の下水道事業への参画が明らかにされ、広域的な水質の保全など、下水道行政への展開が可能となったもので、流域下水道の広域的・根幹的な施設としての性格からして、その管理団体は都道府県であるべき旨が規定されております。全国的に見ましても、委託を受けて維持管理をしている市はございますが、あくまでも維持管理の委託でございまして、管理主体はあくまでも都道府県でございます。

仮に、周南流域下水道の権限を譲り受けたといたしましたら、現在、3市で使用しておりますので、3市で一部事務組合をつくる必要がございますし、それに専任の職員を何人か配置し、また電気や機械、また化学等の専門分野の職員も必要になろうかと思えます。また、浄化センターとともに、旧熊毛町や周東町、玖珂町まで延びております下水道流域幹線が30km程度ございます。これもあわせて引き継ぎことになります。また、更には、浄化センターが海のそばにあり、過去2回、台風によって大きな被害を受けております。そういった対応も必要になってくるということで、光市にとっては相当な負担になってくるのではなからうかと思えます。今は、維持管理費を払うことで市民のライフラインが守られており、今の体制を維持したいと考えております。

以上でございます。

○委員長

まだ時間かかりますか。

○笹井委員

いや、もう2分ぐらいで終わります。

今、電気や化学の専門家が必要になるということですが、今、光市役所には、下水道についての電気や化学の専門家はおられないのでしょうか。あるいは、周南流域下水道に関しての、今、電気や化学の専門家というのは、今、どこの職員がその責を担っているのでしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

下水道課の職員には、電気、機械等の専門を出た人間はおりません。

県につきましては、今、県職員3名、そこに駐在しておりますけど、指定管理者がおりますので、電気、機械の専門を出た人は、現在はおられないと思います。

○笹井委員

光は流域下水道ですが、下松、柳井などはその市の中でおさまって、市の事業として持っているわけです。規模的には、周南流域もそんなに変わらないと思うのですが、そこは自分のところで全部、専門家もおって、当然、自己完結して運営していると思います。

今、浅江の浄化センターの駐在、これ、県職員が3名、田布施側ともセットみたいですが、その費用は3市が負担しておるということでございます。私は、県職員じゃなくて、市の職員を電気、化学、専門家を養成するためにも、ここを市の職員にしたら専門家は育成できるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

確かに言われるように、専門家の育成はできると思いますが、それに伴って、職員の採用等も必要となってまいります。これにつきましては、人事面も含め、浄化センターへの職員の派遣については、それ以外にも難しい点が多々あるかと思っております。

以上でございます。

○笹井委員

ここでお金を3市が払っているから私は問題視しているのであって、これが、県の職員が県のお金で行かすとかの分には何ら問題ないのですが、結局3市が、あるいは田布施もあわせてお金を出して、それで県職員が出向して、県職員の専門家をつくっておるということでございます。

ただ、これはちょっとよその流域下水道がどうなっているかわかりませんし、まだ私もこの部分の調査ができておりませんので、機会があれば、そこをよそはどうしているのか、また調査とか連絡会議とかあれば聞いてみていただきたいと思っております。

全国的に見ましても、流域下水道の市町村移管は調べてみますと、割と、確かに市が反対しているところが多い。特に、合併に伴って広域が全部市になったところなどは、市の移管を進めているけど、実際に反対しており、受け取らずにそのまま県でやってくれというところが多いというような動向もあって、そのための連絡協議会か何かできて

いるようでございますが。私としては、とにかく3市が全部資金的にも、維持管理費を負担していれば、やはりこちらのほうで運営すべき、技術も含めてです。やるべきではないかと考えておりますので、今後とも質問は継続させていただきます。

終わります。

5 建設部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第47号 光市営住宅条例の一部を改正する条例

説 明：大冨建築住宅課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第48号 光市都市公園条例の一部を改正する条例

説 明：酒谷公園緑地課長 ～別紙

質 疑

○田中委員

すみません、理解のためにもう一度教えていただきたいのですが、これはキャンプ場だけの利用料だけではないと思うのですが、先ほどちょっと説明のほうもありましたが、ほかにはどのような利用料があるのか、もう一度教えていただけますか。

○酒谷公園緑地課長

オートキャンプ場の使用料のほかに梅まつり期間中の土、日、祝日に負担していただく入園料、研修室や副管理棟の公園施設の使用料や業として行う写真撮影などの公園内での行為に関わる使用料がございます。

○田中委員

わかりました。オートキャンプ場の供用日の変更につきましては、約3カ月の延長になるってことなのですが、この部分の指定管理料の増加はなしと考えてよろしいでしょうか。

○酒谷公園緑地課長

増加することは考えておりません。

○田中委員

それでは、利用料金制に変更して発生した収益をあてがって運営するという考え方になるとと思いますが、昨年度実績で一般質問のほうでもありましたが、使用料というものはどのくらい発生しているのか金額を教えてくださいと思います。

○酒谷公園緑地課長

現状で申しますと、平成25年度の使用料は全体で770万円でございます。そのうち利用料金として指定管理者の収入となる見込みであるオートキャンプ場及び梅まつり入園料が主なもので、約500万円でございます。

○田中委員

そしたら、利用料金制になることによって500万円ぐらいの収入は指定管理者に入って、利用者のためのサービスのために期間を延長して行っていくことで理解しました。

それで、先ほど説明のあった40ページの第20条の3に「指定管理者は利用料金の額を管理し1つの見やすい場所に掲示しておかなければならない」とありますが、これは誰にとって見やすい場所か、利用者か、管理者か、また現在は掲示してあるのか。それと市長の承認があれば利用料金の額を変えることができるようなことが書いてあるのですが、これ利用料金のほうが変わる可能性はあるのかどうかという部分をお聞きしたいと思います。

○酒谷公園緑地課長

利用者に見やすい場所ということです。現在もオートキャンプ場と管理事務所の受付カウンターに表示しておりますが、今回は利用料金になることで条文化するものでございます。

もう一点の利用料金のことですが、これは市長の承認を得て指定管理者が定める利用料金制でございます。

○田中委員

はい、わかりました。これ今後考えたときに、期間延長して指定管理者、人件費っていうものも係るようになってくると思いますので、実際に利用料金が伸びず指定管理料は今後上がるということがあってはいけないと思うので、そのあたりをしっかりと指定管理の更新時にはお互いに認識を持ってしっかりと取り組んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○大田委員

今、オートキャンプ場で約500万円程度、今までは市のほうに収入があったと思うんですよ。それを3カ月伸びることでそれを指定管理者のほうに料金が入るということは、

市のほうはそれだけ500万円の収入がなくなるということだと思うのですが。違います。そうとっていいのですよね。

○酒谷公園緑地課長

そういうことでございます。

○大田委員

それやったら市のほうのデメリットが多いと思うのですが、そのところはどうか、どうふうにご検討されるか、メリット、デメリット教えてください。

○酒谷公園緑地課長

指定管理者にインセンティブを与えることにより指定管理者の経営努力を高めてまいりたいと考えております。

○岡田建設部長

指定管理料と利用料金についてでございますけども、これから指定管理料を決めていくわけですが、これまでの指定管理料は約六千何百万円であったと思います。今後は、その金額からこれまでの使用料を引いたものを基本的な額としてスタートいたしますので、そこからが業者さんにインセンティブが働いていくということで御理解していただけたらと思います。

○大田委員

ちょっとそこは違うと思うのじゃが、ある程度は理解したと思うのですが。

今まで市の管理料が6,900万円ぐらいやったと思うのですよ。で、指定管理料は6,500万円ぐらいで出されたのですよ。それはキャンプ場の収入をのけた金額が6,500万円になったのですか、そしたら。

○岡田建設部長

現在の管理運営に係る総支出額が、平成26年度の指定管理料でいえば6,531万4,000円でございます。また、利用料金として見込まれる使用料の額の実績が502万円、これはオートキャンプ場利用料金も入っております。それを引いたものが差し引きして約6,000万円ぐらいになるかと思っておりますけども、今後の指定管理料はその金額を目安に設定したいと思っております。

○大田委員

ちょっともう一遍認識を改めさせてもらうのですが、六千五百何万を指定管理料で出しておったのですが、オートキャンプ場の約500万円引いた金額の6,000万円程度で今まで出しよったと。今度はその6,500万円ぐらいになると。今そういう答弁だったと思うのですが。

○岡田建設部長

大変申しわけございません。私の説明が悪いのかもわかりませんが、指定管理料はこれまでも6,500万円程度支払っております。現在、オートキャンプ場の使用料であるとか公園等の使用料、それと入園料全てが光市の収入となっておりますが、今回、利用料金制にすることにより、オートキャンプ場の使用料と入園料、それと公園施設等の使用料の合計、約500万円程度のものを引いた6,000万円ぐらいで指定管理として公募をかけようというものでございます。ですから、そこから業者さんにインセンティブが働いて売り上げがどのように推移するかということになるわけです。

以上です。

○大田委員

了解しました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第49号 市道路線の廃止について

④議案第50号 市道路線の認定について

説明：大山監理課長 ～別紙

質 疑

○大樂委員

1つだけ質問させていただきます。市道認定につきましては、9路線指定されてありますが、市道認定の条件に幅員とかあったと思います。51ページの7番山田畑線で、幅員3mから17.5m、また、8番の草場2号線で、幅員2mから5mということで、幅員が3mや2mが認定されておりますね。それは一部とおっしゃると思うのですが、一部なら幅員が4mなくてもいいのか説明をよろしくお願いします。

○大山監理課長

これにつきましては古くから市道、あるいは町道として認定をしている道路でございます。現在は幅員4mから市道として認定していくことにしておりますが、古い道路につきましては、幅員が2mとか3mとか狭いものを認定している場合がございます。

以上でございます。

○大樂委員

わかった上で質問させてもらったのは、先般、出前講座を受けました。ある自治会なのですが、幅員が4 mないところが市道になっておるとい質問がありましたので、わかる方が出ておられなかったため、私がかわりに答えたのですよ。前に認定されておるからこのまま市道であるということを行ったので、間違っておるかどうか確認したい意味で今質問させていただきました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

報告：①平成26年度の山口県関係事業について（報告）

説 明：大山監理課長 ～別紙

質 疑

○笹井委員

では、県の工事について質問させていただきます。地図でいうところの真ん中の⑧、県道光柳井線、地域的には森ヶ峠かその周辺になると思うのですが、ここの工事は今まで用地の買収がなかなか難しくてちょっと事業が進んでないというような回答を何回か受けましたが、その辺の進捗はどういうふうになっているのでしょうか。そして、これ県道光柳井線でございます、島田の市民ホールの前からずっとこっちのほうに来ておるわけですが、⑧のところでは途端にT字路、真っすぐ行けなくなっておるわけですが、県道光柳井線、主要県道にあるにもかかわらず右に行ったら柳井なのか、左に行ったら柳井なのか全く看板がないということでございまして、これについて県のほうにお願いしてつけてもらったかどうかという提案は何年か前の委員会で言いましたが、そういった協議はされておるのかどうかについてもお答えください。

○田村道路河川課長

まず1点目、県道光柳井線森ヶ峠地区の工事の進捗でございますが、平成25年度に難航しておりました光井川横の用地取得をすることができましたので、先ほども御説明いたしましたように、今年度は市道浴線との交差点付近のスポーツ公園側の山の切り開き工事を行う予定と聞いております。

それから、2点目のT字交差点についてですが、今年度工事予定箇所横のT字交差点と思われませんが、案内看板の設置につきましては、以前議員さんから御提案をいただいた後、山口県周南土木建築事務所に要望をしております。

以上でございます。

○笹井委員

要望されておっても現況に変化がないのでどうなっておるのかなと思いますが、ただここは今交差点改良工事が行われるということであれば、その中で改善が図られるのかなと期待をしております。ただ、先程申しましたように、主要県道真っすぐ行ったらT字路になって右に行っても左に行ってもいいかわからないと、これ私は主要県道としては極めて異例の場所となっております。一応一旦停止もありますけど、そういう場所に限って警察の取り締まりがあつたりもするわけですが、やはりこれは極めて通行する方に不案内な場所だと思いますので、交差点改良工事があるということですので期待はしますが、そこはスムーズになるようにまた県とも協議の場があるかと思いますが、引き続きよろしくお願いいたします。

ついでにもう1カ所ちょっと聞きますが、丸でいうとこの真ん中の12番、光玖珂線の交通安全一種でこれ中島田地区ですかね、についてです。ここも用地を買って歩道を拡張しておる部分は何箇所かあるわけですが、ただそれは飛び飛びになってちょっとつながってないと。それで、現道の歩道も何かずいぶんきちんと舗装されてないままになっておるといところで、市議会報告会でも市民の方からちょっと進捗を問われておるところですが、この⑫の工事の今後の進捗、完成のめどが立っておるのかどうか、それともやっぱり用地未買収があつてできるところはやるけどまだまだ先の見通しが立たないのか、その辺の状況についてちょっと教えてください。

○田村道路河川課長

中島田地区の今年度に予定されているところですが、用地買収を先に進めて、その後工事に入っていきたい。しかし、地権者の方の御協力が得られない限りは工事を進めていくことが難しいと県から聞いております。

○笹井委員

はい、わかりました。これも、例えば今後二、三年度きちんとなるというめどが立っておればその全体の工事に任せるべきだとも思いますが、ただもう用地買収がいかにこれは当面無理、難しいことであるということであれば、そこは工事するわけにはいきませんが、やっぱりそこへの接続とか関係のところ荒れたままにずっとおるといのはちょっと問題があると思いますので、その辺ちょっと県の工事でもあり直にはできない部分かと思いますが、県のほうの情報交換、あるいは悪い時はその対応なども考えていただきたいと思います。

終わります。

(2) その他(所管事務調査)

質 疑

○笹井委員

では、ちょっと光駅前広場のことについてお聞きします。自分の質問ではちょっと本

会議で経済部あてにしたところですけど、ちょっと建設部に聞かないと分からない部分もありますのでちょっとお聞かせいただきたいと思います。

まず、光駅前広場に利用者協議会のような組織があるのかなのか、ちょっとこれについてまずお答えください。

○玉木都市政策課長

現在、利用者協議会はありません。

○笹井委員

はい、わかりました。光駅前の整備計画につきましては、市が主体となってつくられたものもあるわけですが、これについては当然利用者の関係、利用する関係者の意見は当然聞いた上で計画をつくられておられると思うのですが、その際に防長バスの意見というのは反映されているのでしょうか。

○玉木都市政策課長

現在、光駅前広場への防長バスの乗り入れがありません。そのため、意見はお聞きしておりません。

以上です。

○笹井委員

はい、わかりました。そして、光駅前の広場ですけれども、これのまず土地の所有者はどうなっているのか。あるいは、管理者についてはどうなっておるのか。そして光駅前の広場にはバスの駐車場、それから雨よけのひさし、中央には広場があってモニュメントがあります。そういう構造物があるわけですが、その所有者、管理者についても教えてください。

○玉木都市政策課長

光駅の南口の土地につきまして、ロータリーの中央部から北側の駅舎側がJR西日本の所有・管理地でございます。その南側が光市の所有・管理地となっております。バスの駐車場については、JRの所有・管理ですが、駅舎以外の雨よけひさしとモニュメントについては光市の所有・管理となっております。

以上です。

○笹井委員

ちょっとひさしについて関係するのですが、駅舎についている、ひさしはJR、そこから横に警察派出所に伸びている、あるいは反対側もあったかな、そっちのひさしのほうは、これは市が設置した市のひさしということによろしいですかね。

○玉木都市政策課長

そのとおりでございます。

○笹井委員

はい、わかりました。土地の形態とか所有の形態が大分はっきりしてきました。あとバスの運行についてもいろいろ聞きたいのですが、これはまた所管が違うと思いますのでそちらのほうでお聞きしたいと思います。

○萬谷委員

それでは、今の光駅前に関係するんでしょうけど、まず光駅前の駐輪場なのですが、いつも雨の日高校生かわいそうだなと思って、自転車もいつも雨ざらしでかわいそうだなと思っているのです。駅前開発にも関係あると思うのですが、その辺の整備の御予定等はありませんでしょうか。お聞きしたいと思います。

○玉木都市政策課長

光駅前につきましては、平成25年度の繰越事業として、駅前駐車場等の整備に係る基本計画の策定に取り組んでおります。この計画を検討していく中において、東側駐輪場については、一部がJR西日本からの借地となっていることもあり、西側駐車場とあわせて配置計画とか導線等も考慮しまして、一定の方向性を見出してまいりたいと考えております。

以上です。

○萬谷委員

了解しました。裏のほうはきちんとしたのがありますので、ぜひ表のほうも整備していただければなと思っております。

続きまして、今度は岩田駅のほうになるのですが、コンパクトシティの進捗状況、これからの予定等をお教え願いたいと思うのですが、どうでしょうか。

○吉本建設部次長

岩田駅周辺地区のコンパクトシティの関係で御質問をいただきました。

御承知のように、今年から2年をかけて複合型施設と市営住宅等の基本計画、そして基本設計の業務、これに今取り組んでおります。現在、業者発注に向けた準備を進めておりまして、発注後には現地の測量、あるいは複合型施設の具体的に導入する機能、さらには配置計画、これなんかを検討していく予定としております。大まかに申し上げます、以上でございます。

○萬谷委員

今聞きたかったのは、やっぱり計画が徐々に進んでいるという感じなのですが、専門性を有する調査業務等なので、単に価格の安さだけで業者を選定するというのも問題もあるし、簡単に決めてしまうと公平性の観点からも問題もありますので、言いたい

ことってというのは、一番病院とかにも使おうとしているプロポーザルというのが僕の中ではすごく必要ではないかなと思っているのです。その辺をさっき言いましたように、専門性を有する調査業務だということをちょっと認識していただいて、これからまた計画を練っていただければと思っております。これはおしまいです。

最後に、私がこれ言わなきゃいけないと思うのですが、一般質問の時に部長が早口で答弁していただきましてぴったり間に合いました。その再質ができませんでしたので、その瀬戸風線の変更がちらっと聞こえたのですが、ぜひその続きを聞かせていただければと思うのですが、いかがでしょう。

○田村道路河川課長

県によりますと、現在見直している計画につきましては、基本的には既存の計画である鉄道線路と国道188号を跨線橋で越え、一旦海上部分に設置する橋梁を経由して国道188号にランプ形式で接続するという考え方は踏襲しておりますが、より建設コスト縮減も図れる計画に見直す作業を、県において関係機関と協議しながら進めていると聞いております。

以上でございます。

○萬谷委員

まだ県も検討段階ということなので多分詳しくは言えないのしょうけども、わかりました。理解いたしました。

以上でございます。

○畠堀委員

私のほうから、光市の市営住宅等長寿命化計画、これが平成24年の3月に策定されて、24年から34年までの間の計画として今実際に進んでおられると思いますけども、この進捗状況について今どんな状態になっているのかお伺いしたいと思います。

○大富建築住宅課長

長寿命化計画では24年から34年まで住宅の計画を立てておりますが、住宅の戸別改善といたしまして、長寿命型、居住性向上型、福祉対応型、安全性確保型の実施メニューに基づいて緊急性などを総合的に判断しながら優先度の高いものから順次改善事業に取り組んでいるところでございます。

24年度は、長寿命化型として高洲住宅の1、2号棟の屋上防水改修工事を行いました。居住性向上型として、みたらい住宅2号棟の給水管改修工事、森ヶ峠住宅の下水道接続工事を実施いたしました。

平成25年度には、居住性向上型としてみたらい住宅3号棟の給水管改修工事、高洲住宅の給水管設備直圧改修工事、汐浜2区住宅のサッシ改修工事を行いました。

今年度は、長寿命化型として森ヶ峠住宅の屋上防水改修工事を行い、居住性向上型として汐浜2区住宅の下水道接続工事、中岩田住宅の給水管改修工事、儀山住宅の給水管

改修工事を予定しております。

また、市営住宅の建てかえにつきましては、溝呂井住宅の非現地での建てかえを最優先で取り組んでおり、平成25年度に岩田駅周辺都市整備基本計画の中で住宅の配置場所などを決定し、平成26年、27年度において基本計画、基本設計を行うことといたしております。

以上でございます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○畠堀委員

ただいま長寿命化計画の今年度の取り組み等について御説明をいただきました。

この長寿命化計画につきましては、572世帯の建てかえ、そして戸別改修については470世帯ということで、非常に多くの市営住宅にまたこれからさらにコストといたしますか、投資をしていくというような計画になっているわけですが、改修については先ほど考え方について御披瀝いただきましたけども、建てかえ等につきましては、やはり住んでいる方のニーズだとかやはりそれぞれのあるべき、持つべき機能、それから求められる機能と、そういったものをしっかり勘案しながら計画を立てていくということも必要じゃないかというふうに考えます。

その中で、この計画の立案の中では余り触れられてないといえますか、借上げの制度の活用についての検討が余り触れられてないわけですが、もうこの策定時点での借上制度の活用といえますか、考え方といえますか、検討の状況だとか、それから今光市として市営住宅について借上制度をどのように考えておられるのか、そのあたりのところについてお聞かせ願いたいと思います。

○大富建築住宅課長

今回、長寿命化計画におきましては、公営住宅の供給に関する制度として、自治体による直接建設、買取方式、借上方式、PFI方式等について、借上げだけではなく効率的な供給を考えようということで考えております。借上住宅についての考え方につきましては、平成8年の公営住宅法改正により導入された制度でございますが、自治体が新たに土地を取得して公営住宅を建設することが困難な場合などに、民間業者が新築、または、保有している住宅を借上げることによって公営住宅を供給しようという制度でございますが、市のメリットといたしまして、一般的には民間住宅を活用するために建設費の初期投資が少額に抑えられること。また、一定の契約期間での借上げのため住宅を取得しないことによって住宅の不良ストックを抱えずに除却等が不要になるというメリットがあります。また、一方デメリットとして、一般的には長期間の契約を行うこととなりますから、借上家賃と入居者負担家賃の差額を払い続けるということで自治体の負担が大きくなるということがあります。また契約満了時に入居者の円滑な退去や移行を行う必要があるというデメリットがございます。これらのメリット、デメリットを考えながら総括して、先進地などの調査研究を重ねながらより有効な供給制度を活用

してまいりたいと考えております。
以上でございます。

○畠堀委員

ただいまの借上方式といいますか、考え方について御説明いただきました。実際に民間の企業等では、借り上げによる社宅の運営等も実際に行われているのはもう現実でございまして、そのあたり、今、市の持ち出し分が大きくなると言われたところもありましたけども、そのあたりのバランスをどうとっていくのかというようなところで、財政面でも考え方はしっかり検討する必要があるのではないかと思いますし、この計画を見ておきますと、これから10年先の建てかえのようなことを、今計画を立てて今からやっていくわけですが、実際にはその間もそこに住み続けられる方もおられると。そういった方にやっぱりタイムリーにより質の高い住宅を提供していくということも大事なのではないかと思います。これまで市営住宅が果たしてきた役割というのはありますし、それがなくなるわけではないので、全てを建てかえという形はいかないと思いますけども、この段にきていろんなことが進んで、計画が進んでいく際には、今一度その建てかえ方式のメリット、デメリットと、光市においてそのあたりのメリットがどれだけ出せるのかというようなところをしっかりと検討した上で、実際に投資をしていただければというふうに思います。この件につきましては、私ももう少し勉強しながら一般質問等の場でもまた改めてお話を伺いたいと思いますので、またよろしく申し上げます。
以上です。

○大田委員

すみません。今住宅のことをお聞きされたんですが、私も住宅の入居状況についてお聞きしたいと思います。
ある程度、今、市営住宅は空きがあると思うんですよ。それで定期的に募集をかけられて、くじ引き選考ですかね、そして入居されると思うんですよ。ですが募集をかけられて100%未満というところも、ずいぶん入居状況が悪いと思う、100%未満で応募がないところもあると思うんですよ。それが随時入居できるようにはできないかということをお聞きしたいのですが。

○大富建築住宅課長

住宅の募集につきましては、公営住宅法では住宅については広く公募をするということと、入居者の選考については公正な方法で選考するというところで、申し込みの多い住宅につきましては抽選方式をとっているのが現状でございます。
今、議員が申されましたように、応募の少ない住宅もございます。そういう住宅につきましては、随時住宅として順番待ちによる方式を行っております。今回、5月に募集をかけましたけども、住宅の中で申し込みがない住宅もございます。そういう住宅につきましては、過去の状況等を勘案いたしまして順番待ちの募集について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

検討したいというのは、築数が新しい、古い関係なく考えていくということですか。今までは築数の新しい、古いで決められておったのですが、そののところはどういうふうになっていますか。

○大富建築住宅課長

今申しあげましたように、過去の抽選の状況ということの中で、新しい住宅よりも古い住宅のほうが基本的には申し込みも少ないということになります。現実、新しい住宅のほうは申し込みが多いという状況にありますので、当然建築年度も考えながら検討していくという状況でございます。

以上でございます。

○大田委員

その境は築数何年ぐらいに考えておられるんですか。

○大富建築住宅課長

まだそういう具体的な状況には入っておりませんので、何年からどうだとは申しあげられませんが、近々で随時住宅にしたのが、相生住宅を平成20年に抽選住宅から随時住宅に変えました。これが相生住宅は昭和48年から52年の建築でございます。これが一つの目安にはなろうかと思えます。

以上でございます。

○大田委員

約二十五、六年経った築数を随時住宅の基準と、そういう感じですか。

○大富建築住宅課長

基準というのは年数だけでなく、基本的には、申し込み状況が基準になろうかと思えます。

○大田委員

今ええことおっしゃった。申し込みが足りないのを随時住宅にしたいという答弁で私は捉えたのですよ。今住宅に行ってみると、中岩田住宅なんか何戸か空いているんですよ。

だから、そういうふうにある程度新しくても募集かけられて、100%未満のところは随時住宅にされたらいかがですかと私はお聞きしているのですよ。どうでしょうか。

○大富建築住宅課長

今回、5月に抽選住宅の募集を行いました。そのときに儀山住宅、中岩田住宅、いずれも募集をかけております。儀山住宅につきましては、応募がございませんでした。中岩田住宅につきましては5戸募集をかけました。その中で4戸応募がございましたので、応募状況を考慮しながら考えていくということでございます。以上でございます。

○大田委員

応募をかけられて抽選されるのもいいでしょうが、そういうふうに100%ないところは随時入ってもらえるようにお願いしたいと思います。

終わります。

6 経済部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第41号 平成26年度光市一般会計補正予算（第1号）〔所管分〕

説 明：末岡農業耕地課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他

質 疑

○畠堀委員

私のほうから本年度事業について、2点ほどお伺いしたいというふうに思います。

まず1点目は、プレミアム付市内共通商品券事業の補助ということなのですが、これについては、消費税の増税に関して、消費者の買い控えを懸念するというので、経済対策として本年度の事業で掲げられておりますが、この事業の進捗状況等についてお伺いしたいというふうに思います。

○杉岡商工観光課長

それでは、ただいま御質問ありましたプレミアム付商品券の進捗状況についてお答え申し上げます。

商品券事業でございますが、委員御承知のとおり、本事業は本年4月1日からの消費税引き上げに伴う消費者の買い控え対策とあわせて、市内小中小売業の活性化対策とし

て、光市商工会議所並びに大和商工会を中心とする実行委員会に補助金1,000万円を交付するものでございます。

取り組み状況でございますが、実行委員会からは順調に準備が進んでいるとお聞きしており、名称は、「愛LOVEひかり！商品券」としまして、発行総額1億1,000万円、1,000円券11枚つづりを1冊1万円で1万セット販売するというので、発売日につきましては、7月30日から売り切れるまでとなっております。使用期間につきましては、本年の8月1日から12月31日までの年末までとしております。取扱参加店につきましては、一昨日、6月18日現在で139事業所、156店舗からお申し込みをいただいているところでございます。

以上でございます。

○畠堀委員

参加店舗につきましては、6月の18日現在でという話だったのですが、これは発売日が7月30日になっておりますけども、どのあたりまで拡大といいますか、していく考え方なんでしょうか。

○杉岡商工観光課長

実質的にはチラシ等の配布並びにポスター等に参加事業所を印刷する関係がございます。今現在、商工会議所に確認しましたところ、できる限り参加店の方を載せたいということで、今月末ぐらいまでは一応募集をしたいと。そうは申しましても、ポスターには載せられないかもしれませんが、随時参加店を、手を挙げられましたら参加いただくと聞いております。

以上でございます。

○畠堀委員

既に18日現在で165店舗とか多くの方が御理解いただいているのではないかと思いますけども、特に参加店の皆さんとの話の中で、何か御意見とか出ているようなことは特にありませんでしょうか。

○杉岡商工観光課長

私どものほうには、そういった問い合わせはございません。

以上でございます。

○畠堀委員

あと実施の時期なのですけども、8月1日から年末ということで、年末という区切りについては理解ができるのですけども、お金が浮くという、そうすると年末年始というようなことになるのではないかと思います、そのあたりの期間の設定についての考え方をお尋ねします。

○杉岡商工観光課長

設定期間というお尋ねでございますが、発売日7月30日、できる限り早く使っていたきたいということもございまして、8月1日に使用開始されますが、年末までの期限設定については把握しておりません。

以上でございます。

○畠堀委員

すいません、使用店舗のことでもう1点、市内の事業所ですから、いろんな事業所がございまして。地場の店舗もありますし、大型店舗等もあるわけですが、そのあたりの種類については、どのような状態になっているのでしょうか。

○杉岡商工観光課長

市内の小売業者並びに市内の大型店舗でございますが、大型店舗もお名前を申し上げてよろしいものかちょっとわかりかねますが、小売業さんの大手も入っております。

以上でございます。

○畠堀委員

御説明いただきましてありがとうございます。これ初めての新規事業ということで、大きなカンフル剤になって、いい影響が出ればいいのではないかというふうに思います。そういった意味で、これから消費者に向けてのPRというものが大きな課題になってくるんじゃないかと思いますが、そのあたりのPRについて、何かお考えがあれば伺いしたいというふうに思います。

○杉岡商工観光課長

商工会議所のほうも、当然のことながら、そういった市内の市民の方へのチラシ等の配布をされますが、市としましても、プレミアム商品券の周知は、広報を通じてやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○畠堀委員

ありがとうございました。

もう1点ほど、次に「雇用の日」のセレモニーについてお尋ねしたいと思います。昨年に引き続いて2年目、2回目となったわけですが、今年度は昨年と内容に少し検討を加えられて、市内の全中学校2年生が皆集まるというようなところで、また一段と大きな取り組みとなったのではないかなというふうに思いますし、私自身も出席させていただいて、若い方が多く集まって雇用のことについて考えていくと。さらには、市内の事業所の方が職場を紹介していただくということについては、非常によかったなと思っております。

さらに、「ロボットと暮らす」ということで、高橋先生のお話、これは今の安倍さん

の政策にも合致したところで、毎日テレビ等でもこれからの成長産業だというふうにならわれておりますので、ちょうど利を得た内容だったのではないかというふうに思っておりますが。

このあたりのところについて、担当部としての今年度の総括、そして次年度に何か結びつけていきたい思いとか何かありましたら、御披瀝いただいたらと思います。

○杉岡商工観光課長

今年度の「雇用の日」メッセージフェアのお尋ねでございますが、今年度は光市立の5つの中学校2年生を対象に、キャリア教育を兼ねて、5月26日に開催しております。

当日は、中学生約450名を含む約700名の方の参加をいただいております。

まずオープニングにおきましては、昨年を引き続きまして、「安心職場「雇用」を守る企業」宣言事業所の認定式を行いまして、本年度また新たに4事業所に認定盾を交付することができました。

次に、講演としまして、ロボットクリエイターの高橋さんから、「ロボットと暮らす未来」と題した講演をいただき、その後、休憩の後、「未来の僕たち・私たち！！」と題しまして、市内で活躍されている製造業、建設業、菓子製造業、農業、加えて公務員といった業種の皆様から職業紹介をしていただき、生徒さんに対し、さまざまな仕事を紹介することで、将来の職業選択の幅を広げるお手伝いができたのではないかと考えております。

加えまして、ロビーで地場産業振興センターの周南ものづくりブランドの認定品の紹介、光市で昨年度から始めました新規事業チャレンジ支援制度の活用紹介を行ったところでございます。

来年度に向けてのお話ということでございますが、実施後にまだ実行委員会を開いておりません。それと学校関係者からも今年度参加していただいた感想的なものもまだいただいておりますので、そういった御意見を伺いながら、また来年度どういったものが良いか考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○畠堀委員

雇用の日の取り組みにつきましては、私も知り合いの他市の市会議員等からもお話を、お問い合わせを受けることがありますけども、なかなかこういう形で事業といいますか、行事としてやっているところは少ないということで、やはり、ぜひさらに内容を詰めて、次年度以降も継続していただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○笹井委員

では、ちょっと商業と農業と水産について、ちょっとお聞きしたいと思います。

最初にバスについてですが、一般質問でちょっと時間の関係で尻切れになったところ

もありますので、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

まずＪＲ西日本バスの減便の問題に対して、一般質問の答弁で、市からＪＲバスに対して、再考の申し入れを行ったところまでは聞いておりますが、その後、ＪＲは何かそれに対してリアクションがあったのか、どのような対応をとったのか、ちょっとお答えください。

○杉岡商工観光課長

ＪＲバスさんからは、要請を行った場におきまして、社内でいろいろさまざまな検討を重ねた結果の決定事項であったということで、再考は困難であるということをお伝えされたところでございます。

以上でございます。

○笹井委員

はい、わかりました。

では、ちょっと次、防長バスに参ります。今度ＪＲの光駅の終バスが、ＪＲバスじゃなくて、防長バスになるということは、本会議でもちょっと指摘したところですが、現在、防長バスはＪＲ光駅に路線を乗り入れておりません。これ乗り入れというのはできないものなののでしょうか。もしくはその乗り入れの意思、あるかどうかというのを、これはやっぱり市のほうで確認するということはできないのでしょうか。

○杉岡商工観光課長

防長バスの光駅への乗り入れということでございますが、乗り入れが望まれるということは理解しております。

しかしながら、光駅前につきましては、駅舎を含めまして、ＪＲ西日本の所有地で、相互乗り入れのバスターミナルではないということになっておりますので、さまざまな課題を有しているということから、今の段階では難しいのではなかろうかと思っております。

続きまして、申し入れはできないかというお尋ねですが、防長バスさんの意向を確認しまして、検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○笹井委員

ぜひ防長バスの乗り入れの、意向がなければ、もうそれは民間会社の判断ですからいいですけど、あれば、これは市民の公共交通の足の確保の観点から、ぜひ意向があれば、またその方向で対応していただきたいと思いますし、まずその前段階として、やっぱり意向は確認が必要かと思われまますのでお願いいたします。

ＪＲ光駅前につきましては、先ほどの審議、建設部のほうの審議で確認したところ、その土地のうち、中央にモニュメントあります、あれより北側、駅側はＪＲの土地であると。ただ南側は市の土地であるというふうに確認ができましたので、早い話が駅前広場の半分、南側は市の土地ですので、別にじゃあそれであれば、ＪＲの意思と関係なく

そこでも対応などをとる手もあるのではないかなと思います。

全国的に見ましても、駅前広場についての鉄道会社以外のバス会社の乗り入れについては、結構厳しく規制しとるところもあれば、自由にしとるところもあると。これはちょっと一般論がなかなか通用しない世界かなと思いますが、やっぱり市民の帰りの足の確保という意味で、今は防長バスの案内が全くないということも含めて、これはちょっと対応していきたいと思います。まずは、防長バスの意向の調査のほうをひとつよろしくお願いいたします。

次、ちょっとぐるりんバスに参ります。ぐるりんバスについては、バスマップが光市のほうがつくっておりまして、ほとんどがぐるりんバスについてはフリー乗降区間ということで国道近接部分以外は全部フリー乗降区間というふうになっておるわけなのです。

ただ見ますと、バス停が少なくて、虹ヶ丘の奥とか、あるいは丸山、和田、宝町だったら全部フリー乗降区間になって、バス停も設置されてない状況になるのですが、こういう団地の中心とか、あるいは浅江中学校前とかも、ここもバス停はないのですが、そういうところはバス停を設置すべきじゃないかと思いますが、どうでしょうか。ぐるりんバスについては、一応補助事業、あと過去からの路線の維持の関係で、やっぱり光市からお金を出して維持しているということですから、光市から物が言えると私は思うんですが、乗車向上対策にもつながると思います。こういうふうなバス停の設置というのは、働きかけはできないのでしょうか。

○杉岡商工観光課長

ただいま今主要箇所、浅江中の前並びに丸山団地に、バス停を設置してはというお話でございますが、御提案の場所は、現在のところ、先ほどありましたようにフリー乗降ということにしております。

そうは言いましても、駐車場を設置する場合ですが、安全性、並びに構造的に可能かどうかというものも確認した上で検討が必要ではなかろうかと思っております。

なお、一般質問でも部長のほうから答弁ございましたように、そもそもフリー乗車というのは、手を挙げればどこでも乗ることができると、ドア・トゥー・ドアに近い形で利用していただくという制度で、利便性を考えたことで採用しております。市としては、利用者に対してよりよいバス運行になるよう、周知をしてまいりたいと思っております。

○笹井委員

フリーの乗降ができるバスで、特に農村部を走るバス路線については、確かにどこでも乗り降りできるようなほうが乗客の利便性につながると思いますし、このぐるりんバスの路線にも一部そういうところがあると思いますが、一方でやっぱり主要な施設とか主要な箇所にやっぱりバス停があつて、しかもそこにバスの時刻表がきちんと掲示されることが、私は市民の方の利便性につながると思っております。

バス停の設置に関しては、バスの標識自体は運行事業者ですけど、その専用とか道路の加工については、市の管理者の権限の域のところもあると思いますが、私、民間バスだからといっても、これ補助路線でもありますし、市が支援している路線でもありま

すので、ぜひそういうふうな検討と、JRとの、バスネットのほうですかね、働きかけをちょっとお願いしたいと思います。

特にもう一つ質問ですが、今のぐるりんバスの中で、この木園というバス停があるんですが、これ場所的には兼清外科の真下に木園というバス停があります。ところが住宅地番を見ると、ここ木園じゃなくて、浅江の3丁目か、もしくは花園なのですね。木園というのは、もっとジャスコの辺とかアステールおかむらさんとかあの辺が木園なのですね。その間に花園というまた別な地区があって、さらに離れて今木園のバス停があるんです。これなんか、私は地名とバス停の名前が全く違う例で、住民の方に混乱すると。住民は混乱しないかもしれませんが、よそから来た人は間違いなく混乱すると思うんですけれども、花園とか平岡台とかそういう名前にならないのか、そういう働きかけが市からできないのかお伺いいたします。

○杉岡商工観光課長

ただいまの駐車場の場所でございますが、確かに住居表示は浅江3丁目でございます。停留所の名前でございますが、日本バスネットサービスで決めておりますので、近隣住民の方から、違和感があるようでしたら、日本バスネットサービスに変更の申し出等もしてみたいと思っております。

以上でございます。

○笹井委員

この辺については、運輸局の関係で国の関与が強いのかなとも思います。過去、変更された事例を見ると、行政監察局なんかに投書があって、それが契機になってやられたということもありまして、そういう役所もないことはないのですが、まずはやっぱり地元の市役所、市議会の中で議論が必要かと思っています。

それで今、国道でもJRバスで営業所前というバス停がまだ残っていますけども、営業所は今かわってどこにもないわけですね。これなんかもやっぱり実態と違う例だと思いますので、私としてはここは指摘をさせていただきます。

同様に、筒井のバス停が、JRと防長のバス停は国道にありますけど、ぐるりんバスの筒井のバス停というのは、ちょっと場所が違って、浅江公民館、出張所の横になるようでございます。これなんかもとまる場所が違うから、私は違うバス停、浅江公民館前みたいなバス停の名前でないと、初めて乗ろうとする人は全然わからないということになるのではないかなと思います。

こういうのは、私はこの場で指摘をさせていただきますけど、補助事業の関係でやっぱり事業者のほうにこういう御意見を伝えていただくということではできないのでしょうか。

○杉岡商工観光課長

筒井の件でございますが、筒井地区でございますので間違いではございません。ただ、浅江公民館前のほうが実態に即したといえますか、わかりやすいと思われまますので、市

としましてはその辺も含めて、申し入れもさせていただきたいと思います。
以上でございます。

○笹井委員

わかりました。

では、次、市営バスのほうに行きます。大和系の路線のほうですけど。これにつきましては、いつも決算報告で平均乗車人員は聞いておるのですが、この路線図を見ますと、結局いろんな、塩田線、三輪線、城南原線、東荷線、市役所線とあるわけです。これそれぞれの平均乗客数というのがわかるのでしょうか。もし数字がわかれば教えてください。

○杉岡商工観光課長

24年度の状況で申し上げますと、路線当たりの1日の平均でございますが、塩田線が1.27人、岩田・三輪線0.56人、城南原線0.32人、東荷線2.37人、市役所線が4.80となっております。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。こちらの市営バスについては、本会議でもお聞きしましたけど、いろいろ地元から路線の延長の相談があって、実験もされたということでございます。こういうフレキシブルな対応については、私も評価をしたいと思います。

今聞きますと、やっぱりちょっと乗っている路線と乗ってない路線、随分差があるなということは確認いたしましたので、またそういうところもまた今後の運営に考えていきたいと思います。

そして、こういったバスのことをちょっと取りまとめて聞きますが、他地区、他市なんかを見ますと、きちんと公共交通の対策会議というのを設立して、運送会社、タクシー、あるいはタクシーの労働者組合、地域住民なんかの対策会議なんかをきちっとつくっておるところもあります。光市においても、やっぱりこういう会議を使って利用状況とか事業者の意向などをきちんと情報交換できるように、それを通年、毎年できないものかということを私なんか考えるわけですが、いかがでしょうか。

○杉岡商工観光課長

市におきましては、道路交通法の規定に基づき、市営バスの運行路線の変更など、同法の規定に基づく届け出を行うために必要な協議をするため、光市地域公共交通会議を設置しております。平成23年度、24年度に各1回開催をしております。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。

今度はちょっと農業に話を移します。農業では、ニューファーマーの受け入れをされていますけど、ニューファーマー、新規農業就業者の受け入れや今後の取り組みについて、ちょっと教えてください。

○末岡農業耕地課長

ニューファーマーということでございます。新規農業就業者でございますが、今現在のところ、県立農業大学校を卒業いたしました2名の方が、平成23年4月より農事組合法人へ就職されております。

さらに、本年4月に同じく農大を卒業した生徒が1名と、農大卒業ではありませんが、1名就職されておまして、合わせて4名の方が就農されております。

また、自己経営型の就農者といたしまして、昨年4月から単身の方1名と夫婦1組の計3名が営農を開始されております。

今後の取り組みということでございますが、見通しといたしましては、来年4月から法人への就職希望者が1名ございます。また、自己経営の開始を目指しておられる方が1名、現在農大で研修をされております。

市といたしましては、県や農大等と連携を強くいたしまして、引き続き新規就農者の確保、育成、支援に努めてまいりたいと考えております。

○笹井委員

はい、わかりました。

あと農業振興拠点施設「里の厨」も好調のようで、3年目が終わって4年目になったようでございます。ちょっとこの売上げの動向について教えてください。

○末岡農業耕地課長

「里の厨」の御質問でございます。「里の厨」の売上げでございますが、平成23年7月24日にオープンいたしまして、初年度は約8カ月の期間でございましたが、約1億5,600万円の販売額でございました。2年目の24年度は約2億5,200万円で、3年目となります昨年度は、2億5,900万円であり、前年度に比べ、約3%増となっております。

計画時に掲げました開設から3年目の目標販売額1億円を大幅に上回る状況が続いております。

以上でございます。

○笹井委員

大変すばらしい状況だと思います。

じゃあ、次、水産のほうに行きますが、水産でもニューフィッシャー、新規漁業就業者を受け入れておりますが、この実績と今後の取り組みについて、ちょっと教えてください。

○藤井水産林業課長

現在の実績と取り組みについてお答えいたします。

平成23年10月から現在まで、5名の新規漁業就業者が誕生しております。今年の10月からさらに2名がニューフィッシャーになる予定でございます、合わせて7名になる予定となっております。

それから、今後の取り組みでございますが、県漁協光支店でございますが、引き続き新規就業者の確保に積極的に取り組まれると聞いております。今年、6月に東京で開催されました漁業就業支援フェアにも参加されており、15名の方と面接をされたと聞いております。市といたしましても、この中から一人でも多く、また新規就業者が誕生することを期待しておりますし、引き続き県や県漁協と連携しまして支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○笹井委員

はい、わかりました。これは十分また今後の期待が持てる状況ということを確認いたしました。

あと漁業施設、八幡漁港の整備が本年3月で一通り終わりました。随分きれいになりました。ただ、駐車場みたいなものが建物の周りにありますけれども、これがどこの駐車場なのか、何も表示がないのでよくわかりません。これ誰の駐車場なのでしょう。そして、この利用に対してはここというような駐車場案内看板というのは立てないのでしょうか。

○藤井水産林業課長

はい。漁港施設の周辺の駐車場のお尋ねでございます。漁協の周辺整備でございますが、今議員がおっしゃられたように、漁港整備事業により整備したものでございます。それで、具体的に申し上げますと、新しい漁協の建物の両側でございますが、この駐車場は県漁協光支店所有の敷地の中に、光支店の利用者、または来客者、それから漁協職員等のための専用駐車場でございます、光支店が整備されたものでございます。

それから、利用の案内看板についてのお尋ねでございます。確かにそういった整備で周辺の状況が変わったということがございますが、定期船については、これまでどおり宮町の防波堤前の駐車場を御利用いただくこととなります。

それから実際の看板の設置等につきましては、庁内の関係所管課とも協議しまして、漁港施設の利用等に支障のない場所での検討を考えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○笹井委員

これは、まあ私ども近くにおって経緯を知っていますから、牛島に行く場合の駐車場こっちってわかるのですけれども、実際に駐車場自体にも案内はないですし、看板もない。今回、漁協の周りにそういう専用駐車場ができたということですけど、専用駐車場という記載もないということで、これは必ず混乱を来すと。既に結構、漁協が広がっ

たので牛島に行く人がその辺にとめておることは幾つか事例で出てきておるといふふうには私は認識をしておりますので、ぜひ周知と対応のほうをお願いしたいと思います。

最後に、室積海岸についてですが、松原地区の去年、昨年、色つき砂を投入しましたが、これの進捗状況について教えてください。そして、ことしもまた砂の投入を行うのかどうかについてもちょっと確認したいと思います。

○藤井水産林業課長

松原地区の試験養浜のお尋ねでございます。2月7日に1万m³の砂を投入しまして、6月末まで約5カ月調査を実施しております。3月末に中間報告を受けておりますが、今現在、その精査をしております。

今後の予定でございますけども、この6月中には、市のほうと再度そのあたりの報告等、それから、特に着色砂については、今後の調査予定も含めまして協議を行うこととしております。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。これもちょっと相手が自然でございますので、私もどうしたらいいかよくわからないところがありますが、今回いろんな研究所なんかの御協力も得て調査いただけるということですから、その結果をよくまた分析して、私どものほうにも伝えていただいて、それを踏まえた上で今後の対応をまた検討していただきたいと思います。

終わります。

○田中委員

ことしも夏がやってくるということで、虹ヶ浜のにぎやかな風景を楽しみにしておりますが、ことしの海の家の出店状況をお聞かせください。

○杉岡商工観光課長

本年度の出店でございますが、昨年度から1店舗増えまして、5店が出店を予定しているところでございます。

○田中委員

新規の海の上が1軒ふえて、これからのにぎやかになっていくということで楽しみにしております。

それで、虹ヶ浜のトイレについてなんですけども、今松林も含めて5カ所あります。それで、そのうちの1カ所に、なぎさ公園に障害者用トイレが設置されているのですが、観光で来られた方に、気づかずに不便をしたというお話をお聞きしたこともあります。それで、そのなぎさ公園の障害者用トイレ以外の4カ所のトイレに、ラミネートしたものでよいので、「なぎさ公園のところに障害者用トイレがあります」という表示案内をしていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○杉岡商工観光課長

委員のおっしゃるように、なぎさ公園には身障者用トイレがあります。その他の箇所については、身障者用のトイレは設置しておりませんので、なぎさ公園に誘導するような案内図を考えてみたいと思います。

以上でございます。

○田中委員

観光地でもありますので、対応をぜひよろしく願いいたします。

それで続いて、牛島定期船についてなんですが、以前から利用者が少なく、補助金に頼っているという状況があるのですが、やっぱりこのまま何もせずというのはちょっと考えられないということで、何か今対策を考えていらっしゃるでしょうかお聞かせください。

○杉岡商工観光課長

牛島航路でございますが、牛島と室積を結ぶ、島民にとっての唯一の生活航路でございます。赤字路線でございますことから、離島航路整備法及び離島航路補助金交付要綱に基づきまして、国県及び市からの欠損補填を受けて運行を維持しております。

先の議会におきまして決算報告いたしておりますとおり、平成25年度につきましては、総収入が5,925万8,951円のうち、5,019万3,628円を補助金収入に頼っている状況でございます。運行収入というのは、725万991円となっております。

対策についてのお尋ねでございますが、島民の高齢化並びに人口減少等により、利用者減による運行収入が伸び悩んでおります。燃料の高騰などにより、運行費用は増加傾向にありますが、経営改善に向けた抜本的な対策を見出すことは困難な状況でございます。

そうは申しましても、経費の縮減を図るとともに、公民館や商工会議所などが実施しております不定期航路事業等の拡大による運行収入の増収に努めて、引き続き国や県、市の支援を前提に、島民の生活航路の維持に全力を取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

牛島の魅力としても、モクゲンジとかカラスバトとかあって、そのあたりの魅力発信もしながら、何とか牛島を訪れる人をふやして取り組みをされているということは理解しております。

私も何度か提案させていただいているのですが、定期船からスナメリが見られる航路としてPRして、室積の観光にも生かして利用者をふやせないかというお話をしておりますが、周防大島では、観光協会が久賀港と前島を結ぶ約6キロの町営渡船を「スナメリに出会える航路」としてアピールして、広島や関西からも観光客が訪れて、2013年度

は前年度3,597人から1,690人ふえて5,287人、運賃収入も93万円から138万円に約1.5倍アップしたとあります。先日の新聞報道でも、現在は船にイラストを入れて、観光客の記念撮影スポットにもなっているそうです。

以前、牛島の航路というのは環境省とのスナメリ調査も一緒にやっていて、目撃できるという実績もある航路なので、ぜひそのモクゲンジとかカラスバトとかの魅力発信と一緒に、牛島の魅力の一つとして、一緒に、観光協会のほうとも一緒にはなると思うんですけど、協力して取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それと続いて、今観光協会の話、ちょっとしたのですが、今ホームページのリニューアルに取り組まれていると思いますが、この進捗状況についてお聞かせください。

○杉岡商工観光課長

お尋ねの観光協会のホームページのリニューアルでございしますが、今までは掲載する観光情報の更新に時間がかかるなど、閲覧される皆様に最新の観光情報の提供がお届けできないこともございましたが、更新作業も職員で対応できることや、新しいホームページの構成案も固まったと聞いておりますので、近日中に新しいホームページで光市の魅力の情報発信ができる予定でございします。

以上でございます。

○田中委員

その中に、フェイスブック機能を入れるというお話もお聞きしたことがあるのですが、そのあたり入る予定かどうかお聞かせください。

○杉岡商工観光課長

フェイスブックの機能までは聞いておりません。

以上でございます。

○田中委員

公式フェイスブックなど、市町でも設置して取り組むところがふえていますので、ぜひ、観光協会という市の施設ではありませんが、こういったところからでも取り入れて発信していただければと思いますので、ぜひこのリニューアルを機に、これ検討して入れていただければと思います。

それで、続いて水産林業のほうですね。光の「さかなまつり」についてです。この年初めて水産加工の会社が一つ閉じてしまって、光の漁業振興に待ったなしという状況になっておりますが、「光さかなまつり」の進捗状況、内容について、前回の委員会で10周年ということで実行委員会のメンバーの選定を検討したいということでしたが、そのあたりについてもお聞かせください。

○藤井水産林業課長

「さかなまつり」についての進捗状況のお尋ねでございます。

前回でございますが、平成23年の11月の26日に、9回目となる「光さかなまつり」を開催いたしております。その後、漁港の整備工事等で開催ができませんでしたが、漁港整備が完了したことから、今年度10回目の「さかなまつり」を開催することといたしております。

開催の予定時期についてですが、底引きなどにより地元の魚がたくさん獲れる、11月の下旬ごろを考えております。現在、県漁協光支店と詳細の日程調整を行っており、7月に開催されます光支店の運営委員会にて日程と漁協関係の実行委員さんを決定して、その後、関係者も含めた実行委員会を開催する予定としております。

なお、今年度は光支店の委員には、ニューフィッシャーの方にもなっていただきたいと思っております。それからこれまで御協力をいただいている室積の商店会さんからも委員を選出したいと考えております。

それから、新市誕生10周年記念事業として開催しますので、このあたりも十分踏まえて、実行委員会の中でいろいろ議論を重ね、記念事業に相応したような工夫を行って、市民の皆様喜んでいただける「さかなまつり」にしたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。私も漁業者にいろいろお聞きすると、「さかなまつり」をやってもえらいばかりで何もいいことがないという声も多くお聞きします。しかし、今先ほど課長言われたとおり、ニューフィッシャーが増えてきて、これからっていう機運が高まっているところだと思いますので、ぜひ委員の中に入れていただけるということもあったので、ニューフィッシャー、よそもの、若者のアイデアを聞いて、少しでもそのアイデアを取り入れて実現させて、未来につながる「さかなまつり」にしていただければと思います。

続いて、もう1点お聞きしたいのですが、光市の特産品開発事業「里の厨」の隣に建設中のイチゴ栽培の大型ビニールハウス、非常に楽しみにしておりますが、この現在の進捗状況、そして今後のスケジュールについてお聞かせください。

○末岡農業耕地課長

「里の厨」の裏に設置しました大型ビニールハウスの今後の進捗ということでございますが、造成等の整備を行った後、26年1月よりハウスの建設を行いました。5月の上旬より、親苗からの育苗を、一段下の育苗ハウスで行っておるところであります。

今後、8月の中旬ごろから定植を行い、11月の下旬から収穫、販売の予定であると聞いております。

以上でございます。

○田中委員

それで、イチゴハウス、収穫して6次産業化ということで、先日、県のほうの指定も受けておられましたが、いわゆる横に建設するカフェについてなんですが、このカフェのパティシエについて、ちょっとお聞きしたいのですが。

農業法人が取り組まれることなので、ここではなかなか難しいところだとは思いますが、初めの賃金が安くても、パティシエとして招く条件というのは夢のような条件だと思います、お聞きしても。私もパティシエの友だちがいるので、責任者として入ってできるという話をすると、本当に目指してやっているものにとっては、ものすごくいい条件というお話も聞いております。

そこで、一つ提案なのですが、このイチゴカフェのパティシエを光市に定住することを条件として全国から公募すれば、カフェのオープンだけではなく、市の取り組みとしてもものすごく話題性もあり、全国に発信できると思うんですが、いかがでしょうか。

○末岡農業耕地課長

議員さんもおっしゃられましたように、事業主体、雇い主が法人でございます。お話は市からもできるかとは思いますが、どうするかは、雇い主の考えになりますので、御提案ということでお伝えはしてみたいと思います。

以上でございます。

○田中委員

ぜひですね、本当、光市の魅力発信というか、定住に向けての取り組みにもなるので、提案していただければと思います。

そして、このパティシエの移住者であれば、地域光市への貢献も非常に高いので、新規就農者、いわゆるニューファーマー等の助成と同じように、市が1年間だけでも補助しても構わない。それぐらい価値があると私は思っておりますので、ぜひ一緒になって考えて、また県の6次産業化という部分もありますので、一緒になってアイデアを出し合って取り組んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○萬谷委員

すみません。それでは、6月もうそろそろ海水浴ということで、また虹ヶ浜について、またと言ったら経済部の方は、またじゃないのですけども、質問させていただきます。

まず、確認のために虹ヶ浜で漁業を営んでいる方の人数というか、漁業者の数を教えていただければと思います。

○藤井水産林業課長

虹ヶ浜で漁業を営んでいる方の人数でございます。県漁協光支店に確認しましたところ、現在、正組合員が3名、準組合員はいらっしゃらないということでございます。

以上でございます。

○萬谷委員

虹ヶ浜に、まあこういう言い方をしたら失礼なのですが、使用しているかわからないような漁船等が浜にちょこちょこ残っているのです。今、正会員3名さまおられる、その正会員の漁船なのかもしれませんけども、撤去が無理なら例えば1カ所にまとめて海水浴に来られる方のためを思って、そういう対策を講じることはできませんでしょうか。

○藤井水産林業課長

今漁船の1カ所にまとめるような対策ということで御質問でございます。

漁船は漁港法によりまして管轄の都道府県知事の登録を受けることになっております。漁船を使用しなくなるときには、登録抹消の手続きを行うこととなっております。

確かに現地のほうには、使用されてないと思われまます漁船も数隻ございますので、再度、そのあたりを追跡調査といいますか、光支店のほうへ確認を行うとともに、県の水産事務所のほうの御意見もお聞きしまして、そういった対策について検討したいと考えておりますけれども、虹ヶ浜については御存じのように、海岸のほうは周南港湾管理事務所、それから松林内は周南農林事務所といった、そういった管轄の問題もございまして、こちらとの協議等も必要になってこようかと思っております。

以上でございます。

○萬谷委員

はい、わかりました。

それでは最後に、管轄の松林の清掃について、ことしの清掃をどのように行うか、最後だけ教えていただければと。

○杉岡商工観光課長

商工観光課からお答え申し上げます。海水浴場開設区域の海岸と市道浜線の中の松林と虹ヶ浜キャンプ場、並びになぎさ公園及び海岸周辺の公衆トイレ5カ所について、委託期間は1年間、七、八月につきましては、海水浴場期間中でもあり、月に24日間、1日当たり2回清掃を実施、それ以外の月は、月に12日間、1日1回の清掃を実施することになっております。

以上でございます。

○藤井水産林業課長

引き続き水産林業課の林務の所管分を御説明いたします。

虹ヶ浜海岸の区域におきましては、西側と東側で合わせて約3.3ha、それから海岸から少し離れた浅江地区内、具体的に申し上げますと光勤労者体育センターの北側や光富士白苑の南側になりますが、これがまた約3.3ha合わせて6.6haを対象としまして松林内の保育事業の下刈り、それから草刈り等を委託します。また、室積海岸を申し上げますと1.5haが対象でございます。

以上でございます。

○萬谷委員

はい、ありがとうございました。

以上でございます。

○大樂委員

はい、いいですね1つだけ。藤井課長お尋ねしてみたいんですが、2月の第2日曜です。毎年、緑十字大作戦をやっとするのですが、今年もそうだったんですが、松くい虫伐倒の時期とちょうどタイミングよく合いすぎて、ちょうど植えたいところに倒れておって木がありますので、そういったタイミングぜひ図っていただいて今後の計画に持って行ってほしいなというのがあります。ひとつよろしく願いいたします。

お答え、もしあればお願いします。

○藤井水産林業課長

どこまで調整できるかちょっとわかりませんが、できるだけ調整できる部分については、調整させていただこうかと思えます。

特に、明らかに伐倒の必要性が事前にわかるものについては、先行して撤去ということもあろうかと思えます。

以上でございます。

○大樂委員

ぜひよろしく願いします。

もう1点なのですが、この前ちょっと御手洗の花火大会のときに会話がありまして、室積協会のトイレの件でちょっと、支店長がうちの漁港の事務所で花火大会だけなのだけど解放してもいいよという返事があったのです。常時、使えるのではないかというのがあるのですが、その辺のところ問い合わせぜひお願いしたいと思えます。漁港の組合光支店です。

○委員長

要望ですね。

○大樂委員

はい。聞いといてください。

○西村委員

この前、ニューフィッシャーのほうアパートから退去したのですが、ニューフィッシャーで研修を受けた子というのは、今までどれくらいいて、どれくらい定着しているのか。また、今年は2人新しく来られるのでしょ。今、実態はどういうふうになっ

ているのですか。

調べないと分かん？そんなにいっぱいおる？

○藤井水産林業課長

国の長期研修を受けて、県・市の長期研修をされずにすぐに独立された方は一人いらっしゃいます。それから、23年のニューフィッシャーが誕生する前に1名国の研修をされたのですが、その後県と市の研修に入られる前に断念された方が1名いらっしゃいます。

以上でございます。

○西村委員

ということは、研修で残ったのは1人。今、何人残っているの。

○藤井水産林業課長

今5名で、5名がニューフィッシャーになられて2名が研修中です。

○西村委員

ちょっと話が出たのですが、どうかね食えるかねちゅうたら、食えんちゅうつていうのですいね。それでね、まあ聞いたら、網を引っ張っても、今年は沖のほうに行ったらクラゲの死骸ばかりが目に入ると、クラゲが入らなかつたらヒトデが入るちゅうつて言うのですいね。

それで、魚価が安い上にもってきて、売れるものがないと言うのですいね。大体この子らは、年間どれぐらい売上げよるんじやろうかと思って、ちょっと聞いてみたいのですが。

1,000万円なんか、500万円なんか、300万円なんか、まあ大目層でいいですが、わかりますか。

○藤井水産林業課長

売上げ、人によって違いますが、非常に厳しい水揚げと聞いており、幅がありますが、まあ300万円前後ぐらいというようなお話で聞いております。

○西村委員

それがね、何でこんなことを聞くかいうと、僕らの知り合いの漁師の人でもなかなか漁師は難しいけえ、子供らあに漁師はやらせられんところいう中、この光の海の前で昔はハモじゃとか、シャコじゃとか、それからイワシじゃとかいうて、まあ漁家の何とか成り立つ魚がおりましたから、だけど、今なかなか育てる漁業もうまいこといってない中、こんなにニューフィッシャーじゃニューフィッシャーじゃ言うてから、来てもらって研修してもらって、その後食えんちゅうのもどうかなと思うのですいね。

それでこの前、周南にソレーネっていう何か道の駅ができたでしょう。聞きゃあ、そ

こには魚の漁業者が販売できる、直売所があるっちゅんでしょう。そりゃあ見に行っちゃったですか。

○藤井水産林業課長

申し訳ございません。私自身まだ行っておりません。

○西村委員

何で聞くかいうとね、選考委員が、里の厨は2億5,000万も売り上げて、農業従事者がほくほくしちよると、だけど漁業の人っちゅうのは、ひいひい言いよるわけですいね、その中で、光の中でそういうような漁師の人が直売できる場所ができんのじゃろうかと、何でそれ言うかと、市も最近、朝行っちゃったことあります、魚競るところ、光の。

○藤井水産林業課長

私自身は行っておりませんが、まあ小売りの数も少ないということで、魚価も安いということで、そういった実態は大変厳しいということをお聞きしております。

○西村委員

ぜひ議員も初め行ってもいいですが、執行部の方もそういうところ見られて、どんな状況なんか、すごいですよ行っちゃったら、あんたが買うかね、私が買うかね、何ぼかね、何ぼかねちゅうってから、まあほんとガソリン代も出んような値段で買って行ってすいね。結構大きなお店の人も買って行くのですよ、だけど、魚価が立たんと漁師の人もこの前からニューフィッシャーじゃあ、ニューファーマーじゃあって言うてから、耳触りはええけども生活ができんちゅうて泣きそうになってアパート出ていっしやっただすいね。

だから、そういう直売所みたいなのを、例えば漁協に話を持ちかけるちゅうようなことはできんのですか。

○藤井水産林業課長

今議員さんの御提案の直売所の件でございますが、今、幸いにも先ほど御説明したニューフィッシャーがふえてきており、こういった機会を捉えて、もう少し人数は必要かと思えますけど、新規就業者からの聞き取りをする予定にしております。ニューフィッシャーの意見、どういったものをやりたいか、それから、6次産業化、販売、直売に結びつくような、そういったものも含めまして事業制度にうまいこと絡むかどうかという点もございますけど、近隣の事例もございます。意見交換の場には、先日柳井水産事務所の職員の方も一緒に参加していただくようにお話してございますので、そういった機会を捉えてぜひ売り上げに結びつくような、そういったものを検討できたらと思っております。

○西村委員

ぜひ、漁協さんにも市のほうから働きかけてほしいですし、聞きゃあね、本当に魚今年は獲れなかったんかねと聞いたら、いやカニはようけ獲れたちゅうって言うのです。カニは、ワタリガニがようけ獲れたちゅうのです。だけど、僕はワタリガニ好きじゃけど、お店に行くけどあんまり地元産なかったですいね。あるお魚屋さんにごめんゆうてワタリガニの雄が欲しいのじゃけどちゅうたら、うんわかったと言って、徳山の市に行ってから仕入れて来るけえちゅうていうような状況じゃったですいね。

漁師の人に聞いても徳山の市のほうには、やっぱりガソリン代がかかるからねえ、あんまり持っていきとうないっちゅうて言うてんですいね。できたら地元で直売ができたらありがたいということでしたから、ぜひ検討してください。

質問終わります。